

ハンセン病問題に関する事実検証調査事業

第20回検証会議

2004.7.14(水)

【事務局(加納)】 お待たせいたしました。それでは、ただいまから第20回ハンセン病問題に関する検証会議を開催させていただきたいと思っております。

まず、開会に当たりまして、国立療養所松丘保養園園長の福西征子先生からごあいさつさせていただきたいと思っております。

【福西園長】 会場にお集まりの皆様、本日は検証会議にご参集くださいましたことを深くお礼申し上げます。会議開催に当たり、まず時代を追って、明治40年以来の松丘保養園の沿革を述べさせていただきます。

国立療養所松丘保養園は、明治40年の法律第11号、らい患者収容に関する法律公布の2年後、明治42年4月に、東北6県及び北海道の連合立として、第2区道県立北部保養院の名称で設立されました。こととして創立95年を迎えます。当初は、油川村の隔離病舎に定床90床で患者収容が開始され、その後、同年10月に、東津軽郡新城村、現在の松丘の地に移転いたしました。松丘に保養院が設立されたのは、津軽半島・下北半島の中心に位置し、また、秋田県をはじめとする東北6県のみならず、北海道から輸送された患者の皆さん方を収容するのに適した地であったからだということになっております。

しかし、昭和3年、火事のため建物は全焼。その後、昭和9年、室戸台風被害による外島保養院壊滅のため、罹災者50名を委託収容。同9年、入園児童学校、松丘学園設立。昭和10年、北部保養院未感染児童保育所設立。昭和11年、松丘保養院内に新城高等小学校二葉分校を設置。しかし、同年、再び火災により建物は全焼。そして昭和18年、後の松丘保養園附属看護学校の前身である保養院附属看護員養成所が開校いたしました。

この間、法律第11号は、大正から昭和にかけて懲戒検束権付与、扶養義務者の関与の縮小、また、公立らい療養所を国立に移管などの改正が続き、これに伴って松丘保養園も、昭和16年7月に、ほかの公立らい療養所とともに国立に移管されました。

その後、昭和16年12月の大東亜戦争開戦の布告を挟んで、秋田、青森県を中心に強制隔離、いわゆる刈り込みが行われ、2年間で約300名の人々が松丘保養園に収容されました。この時代は、極端な収容者の増加によって、所内生活はまことに厳しいものでありました。当時、飢えをしのぐために、園内の食べられる草々は何でも若い芽のうちに摘んで食べてしまったために、保養園内には草が生えないという言い伝えができたと言われております。

青森市自身も、昭和20年7月15日と28日の大空襲によって壊滅的打撃を受け、直後の8月15日に終戦を迎えました。終戦後、昭和20年10月、全国のらい療養所入所者に公民権が与えられ、昭和21年11月には、勅令514号によって、国立らい療養所は「らい」をとりまして、国立療養所と改称されました。

そして、日本国憲法公布施行の昭和21年から、我が国でも、輸入・国産双方のプロミンの治療が始まり、保養園では昭和23年から治療が開始されております。このプロミンは、患者さん方によるプロミン獲得闘争を経て昭和24年に予算措置され、それまで不確かな効果しか期待できなかった大風子による治療に幕をおろし、一度罹患したら不治と言われてきたハンセン病の治療に明るい希望の灯火をともしました。

また、昭和25年には、園内通貨が廃止されるなどの動きがありましたが、昭和28年、患者さん方の総力を挙げた反対にもかかわらず、新しい予防法が国会で可決、成立し、平成8年、「らい予防法廃止に関する法律」が公布されるまでの44年間、戦後の新憲法のもとに、再度新たなハンセン病予防の歴史が繰り返されることになりました。

保養園のハンセン病は「北方らい」と言われてまいりました。北国の大家族で重労働を強いられる閉鎖的な農村地帯、その上、冬は家屋がつぶれるほどに大雪が降る極寒の、さらには経済的及び医学的に後進性が強い北海道・東北地方のハンセン病を指して「北方らい」と呼称いたします。この「北方らい」の特徴の1つに、盲や四肢障害をはじめとする後遺症による重症者が多いことが言われております。これはL型ハンセン病が多いという病型分類上の背景に加えまして、栄養状態が極めて劣悪、先ほど申しましたような「北方らい」等の特徴から、安静加療や早期診断、早期治療が困難、冬季の凍傷による2次的後遺症が少なくなかったなどの理由が考えられております。

また、1年の半分が雪と氷に埋もれる北国にあって、重症のハンセン病患者さん方、あるいは、ハンセン病は治癒しても後遺症が残った快復者の皆さんに対する偏見と差別は、戦前はもちろん、現在でさえ極めて難しいものがあります。

加えて、恐ろしい伝染病という無らい県運動時代の宣伝が地域の隅々まで浸透しておりますから、入所者や、昭和33年以降の軽快退所規定等に基づく社会復帰者の皆さん自身のみならず、そのご家族に対しても、あからさまな形にならず、水面上にあらわれず、袋小路に追い詰めるようなという、まことに陰湿で、かつリアルな差別が行われました。現在でも、いわゆるらい血統家族という概念を指す「らいまき」という言葉が、地域の隅々に深く沈潜して残っております。このような実態は、近年の保養園の療養生活、ひいては啓発活動にも暗い影を落としてきました。

これまでの保養園の入所者数は最も多いときで950床でしたが、経済と衛生、栄養状態が改善されるに伴い新発患者は著しく減少し、また、プロミン、リファンピシンの2者併用、あるいはこれにB663を加えた3者併用療法の普及によって、再発する人々も極めて少なくなってまいりました。それらに伴い、昭和42年に二葉分校が、平成8年には附属准看護学校がそれぞれ閉校されるに至りました。

保養園物故者総数はただいま1,563名です。このうち、平成8年の予防法廃止、また平成13年の熊本地裁判決を経て、平成16年7月14日現在まで生き延びた人々は187人、これらの人々の平均年齢は76.9歳、平均在所期間は51.3年です。入所者のほとんどは、高齢と後遺症によって日常生活は極めて不自由で、悪性腫瘍や循環器疾患をはじめ

めとする合併症も重症化しています。入所者や社会復帰された方々、ご本人だけでなく、差別を受け続けてきたご家族の方々も、孫やひ孫の代に、あるいは、おいやその子どもさん方の代に代がわりしております。一刻も早くこれらの人々に対する差別を取り除きたいと考えておりますが、なかなか思うようにはっていないのが現状です。

北海道、青森、秋田、福島及びほかの県でも、平成8年と平成13年以後、ハンセン病に対する誤った知識、偏見、差別に対する啓発活動が地道に行われておりますが、深い差別の根を解きほぐすまでには至っておりません。最近の熊本県黒川温泉で起きた宿泊事件に見られる、1枚の紙の表と裏にそれぞれ理解と差別を張りつけたような、あいまいでありながら、しかし確固とした差別感情を払拭するには至っておりません。

また、いつの時代も、ハンセン病療養所の医療状態が良好であったためしはありませんが、松丘保養園は、近年に至っても園内医療の水準を保つのは困難で、常に医師確保は難渋しております。数名の勤務条件が限られた医師が精一杯努力して、ようやく賄っているのが現状です。入所者の皆さんの健康は、看護師さんや介護員さんだけでは守ることができません。やはり医師あつての医療であることを改めて付言させていただきたいと思いません。

本日お集まりの検証会議委員の皆様には、現在もなお残っている、これら偏見と差別と、そしてベッ視の構造を明らかにしていただき、今後新たな差別の歴史を繰り返さないために、また、高齢化した入所者、社会復帰者、及び亡くなられた人々を含むすべての患者、快復者のご家族の方々が、真の意味で人権を回復されるために、そして社会的復権を容易にするためにも、これまで日の目を見なかった問題も含めて、過去のハンセン病療養所の歴史をぜひ検証していただきたいと考えております。

ハンセン病療養所は、ともすれば全国一律に足並みをそろえた、同じような歴史をたどったように言われますが、大局的にはそうであっても、個々の療養所はそれぞれの地域性の影響を濃厚に受けながら運営されました。どのハンセン病療養所もそれぞれの地域性の制約を受けつつ、それぞれの運命を担い、その中で人々は生きて、そして死んだ、あるいは生き残って現在に至っています。

そういう観点に立てば、検証会議が国内のすべての療養所の検証をするという立場を最後まで貫かれるということに対して、深く敬意を表したいと思います。どうか本日、あすにかけて、保養園の未来をかけて検証していただきますようお願い申し上げます、あいさつとさせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

【金平座長】 どうもありがとうございました。

改めまして、それでは、私もごあいさついたします。きょうは、第20回のハンセン病問題検証会議を、ここ松丘保養園で開催することができました。そして、まずここに参ります前に、納骨堂のほうにお参りをさせていただいてまいりました。

今回の検証会議をここで開催するに当たりましては、ただいまごあいさついただきました福西園長先生はじめ職員の皆様方、また、藤崎自治会長さんをはじめ自治会の皆様方、そ

して入所者の皆様方に大変お世話になるというか、ご協力をいただきましたことを、座長として、この場をおかりいたしまして、まずお礼を申し上げたいと思います。どうもありがとうございました。

今、福西先生からは、この園が始まった当初からの歴史、そしてこの保養園がここに立ち上がり療養に入られた状況を時代とともに語っていただきまして、大変参考になりました。きょう、これからいろんな方のお話も伺いながら検証作業を進めてまいりますけれども、福西園長の最初のごあいさつによりまして、まず保養園を知ることができたことを感謝申し上げたいと思います。

それでは早速、きょうの聞き取りに入りたいと思います。きょうはまず最初に、お2人の方でございます。二葉分校の分教室で教員をなさっておられました、まずお1人目が伊藤文男さんでございます。お待たせいたしました。どうもありがとうございます。

それでは、私ども検証会議でございますが、これから伊藤さんのほうから、ここで教師として仕事をなさいましたご経験に基づいたお話をしてくださるということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。大変申しわけないのでございますけれども、少し時間がないものですから、5分か10分ぐらいやっていただきまして、その後、こちらの質問にお答えいただけませんかでしょうか。

【伊藤】 それじゃ、私が途中で打ち切って、後は原稿か何かを皆さんのお手元に差し出すということですか。

【金平座長】 予定していらっしゃるものがございますね。とても10分じゃ済まないということでしょうか。

【伊藤】 ええ、これだけあります。

【金平座長】 そうですか。じゃ、なるべく早く、やっぱり私たちたくさん伺いたいですから、お話しくださいませ。もしどうしても時間が足りないようでしたら、私のほうからお願いいたしますが、どうぞ。

【伊藤】 ご紹介をいただきました松丘保養園の伊藤文男でございます。

今回の検証会議に当たりまして、ちょうど松丘保養園で開催されるということで、松丘における子どもの教育のテーマで何か話をしてくれないかと依頼を受けました。確かに学校教師の経験はありますけれども、やめてからちょうどことして50年になるんですが、そんな関係で年ももとりましたし、忘れた部分もうんとあります。それでも何とか、今まで私の著書『一生一楽』、あるいは園の70周年の記念誌『秘境を開く』等に、学校教育に関しての文章を幾つか載せていたのが幸しいたしまして、そのうちから抽出して一応原稿をつくったという状態でございます。

少し長くなると思いますが、今、金平先生からおっしゃられたこともわかりますので、幸い原稿を書いておりますので、早目に読んで何とか帳尻を合わせたいと思いますので、よろしくお願ひします。

まず、私の発病から療養所入所までの経過でございます。私は、秋田県の農家に生まれ、

昭和19年、11才でハンセン病を発病しました。祖母が同じ病気で松丘保養園に入所していたことから、父親はすぐに私の病気がわかったようです。父は、私を何とか入所させないで治療を受けさせたいと考え、新潟医大附属病院で週1回治療を受けさせてくれました。そして病気が治っても農業はできないだろうと考え、貧しい中にもかかわらず、私を旧制本荘中学へ進学させてくれたのです。

ところが、小学校の同級生も数人、同じ学校に進学したため、私がらいであることはすぐに校内中に知れ渡りました。田舎のことです、強い偏見のため、通学の際はほんとうに虐待とも言える仕打ちを受けました。20分ほどの汽車通学でしたが、話をしてくれる友達もおらず、雨の日などは傘でつつかれて、けがをすることもありました。こんなことなら、学校をやめて療養所に入ろうかと何度も思ったのですが、その都度私を思いとどまらせたものは、私を中学に送り、大学病院に通わせてくれている両親の愛情でありました。そして、決して学問はむだにならないという父の言葉と、将来は教師になろうという夢でした。

しかし、病気が進行し、私は昭和23年7月、旧制中学から新制高校となった学校を旧制時代も含め4年で中退することになりました。7月3日、入所先の松丘保養園への車中で、父は、これでやけになるな、これまでおまえにかけた期待をむだにするな、それを生かしてくれれば私の期待はむだにはならないと説いて聞かせてくれました。このときの父の言葉が、その後の私を支えたと言ってもよいと思っています。

こうして昭和23年7月5日、1948年、2つの荷物のうち大きいほうには書籍ばかりという、変な包みを持って保養園に入所したのです。その当時の保養園の教育と教師について、ここで触れますが、入園と同時に私は農園室に配属になりました。農園室での農作業は重労働であり、当時15才の私にとっては、全く過酷としか言いあらわせないほどの苦痛でした。

このような暮らしが1年ほど過ぎた昭和25年3月末、自治会の文教担当の文化部長の訪問を受けました。当時、十数名いた入園児童のための教員をしてほしいというのです。私が高校を中退したこと、入所の際にたくさんの本も持っていたことなどから誘いがあったのだと思います。教員になることが夢として私の思いのどこかにありましたから、未知の、未来の不安におびえつつも早速引き受けました。17才でした。

ここで簡単に、保養園内の学校について述べたいと思います。当時、園内の有識者が、子どものみでなく、成人も含めて教える寺子屋式の時代がありましたが、昭和7年から松丘学園という私塾方式にかわって、独立の校舎を持ち、学齢期の子どもたちを教えるようになりました。そして、療養所長名の卒業証書も発行されるようになり、さらに戦後になると、近くの新城村立新城小学校と中学校の校長から、正式の卒業証書がもらえることになっていました。しかし、松丘学園は正式な学校としての位置づけが与えられておらず、かつ教員も資格のない者が教育を行っておりました。年少患者といえども、例外なく重大な差別の対象となっていました。

教員になってからの私の状況についてお話し申し上げます。私が昭和25年、教員になったのはちょうどこのような時期でした。当時、児童十数名に対し、教員は未成年の私を含め2名です。しかし、教員とはいっても他の職員はおらず、小使、給仕と兼職のようなものでした。当然、複式授業であり、特になれるまでは大変でした。のみならず、子どもたちは新聞配達や牛乳配達を日課としており、それが授業時間に食い込んで、だれも文句を言わないというありさまでした。ここまでやらなければ生活を維持できなかった、当時の劣悪な生活待遇を物語るものではないでしょうか。

さらに、生徒の大部分がクリスチャンだった関係で、日曜以外の授業のある日でも、牧師や神父が来たり、礼拝があったりすると、無断で欠席したり早退するのが慣習のようになっていました。療養所の中で種々の悩みから逃れるためというよりも、巧妙に信仰と宗教を利用してまで隔離政策の実を上げようとした、当局の意図が伺えるのではないかと受けとめております。

私は若かったせいもあるかもしれませんが、これには我慢ができませんでした。先ほども述べたように、父が経済的困難の中で、私を中学校に通わせてくれ、身につけた知識を生徒たちに伝えたいと思いました。プロミンの効果が顕著になりつつあるという医学の進歩を思えば、児童には明るい将来が開ける可能性も近づいてきたことであり、私は、それでなくても治療などで授業に当てられる時間が限られている、また数学年を1人の教師が受け持っている状態では、園外の児童に比べ、授業を受けることを優先させなければならないことを力説しました。

そして、特別の事情がない限り欠席しない、やむを得ず欠席などをするときにはあらかじめ届け出ることを決定しました。未成年の私でしたが、親しかった寮長さんに話をし、新聞配達や牛乳配達を授業時間に食い込むことをやめてもらいました。また、宗教関係の方々にも話をしました。強い反対もありましたが、何とかこれを進めることができました。

教材、教具がないことにも苦労しました。就任当時あったのは教会から借りているオルガンと、大日本帝国時代の地球儀ぐらいのものでした。理科の実験一つできるわけではなく、標本らしいもの一つありませんでした。私のように無資格の教師にとってみれば、講義一点張りより、実験や図鑑、標本で、生徒自身が感得する経験を積ませてやりたいと思いました。カタログを取り寄せてみると、欲しいものがたくさんありました。しかし教育予算が計上されているわけでもありませんから、捕虫網1つ買ってもらうにも、園に泣きついて買ってもらうありさまでした。寄贈を仰ぐ努力もし、また自力で調達しようと、昆虫採集やカエルの解剖をして、アルコール詰め標本にしたり、押し葉をつくったりしました。

昭和25年秋に、もう1人の先輩教員であった入園者の人がけがをし、それがもとで26年2月に教員を辞任しました。卒業式とその後の卒業生を送るパーティーには、学芸会を開くのが慣例でした。新米教師の私は1人で、それらすべてを準備しなければなりませんでした。シナリオを在校生全員が出演できるように書き直したり、舞台装置を工夫したり苦労しました。新学期から新たに教員になってくれる入園者が決まりましたが、2人と

もオルガンが弾けませんでした。私が担当しなければならなくなり、夜遅くまでオルガンの練習をして、どうにかメロディーが弾けるところまでいったのも懐かしい思い出です。そのおかげで、今でもアコーディオン等で音楽活動を続けております。

そこまでがむしゃらに進めてきたところで、私は、もっと生徒の自発的な活動を尊重すべきだと気づき、「あさがお便り」と名づけた学校新聞を発行しました。当時はガリ版も何もなく、私が5枚ずつカーボンの複写をしていましたが、長続きせず、5号でとまってしまいました。

新年度から一緒にやってきた同僚の教師もまた27年初めから病棟に入り、その後の卒業式も、また私が1人でやらなければならなくなりました。この教師も間もなくやめ、新年度から後任となった女の先生もわずか半年でやめてしまいました。このころから、入園者からの教師の推薦が困難になってきていました。こうした事態の解消と、学校教育の充実を目的として、昭和27年後半から28年にかけての時期に、寮長や仮親の人たちとPTAを結成しました。

昭和27年10月、先に申し上げた女の先生の後任として就任してくれたU先生は、私の理解者であり、協力者であり、そして指導者となってくれました。この先生との協力で結成されたのがひばりクラブです。クラブには芸能部、運動部、社会部の3部があり、それぞれに、芸能部なら演劇、音楽、舞踊といったぐあいに3つの班が組織され、最下級生を除いた9名の生徒が必ず1班を受け持ち、全員が各班に加入しているという仕組みでした。U先生が、就任1年後の昭和28年9月いっばいで、自治会役員に就任のため辞任してしまったのは痛手でした。それでも朝食前の1,600メートルランニングを実践、PTAの協力と援助を得ての初めての学校主催の運動会を開催しました。

野球班は子どもたちにとって最も人気のある部門でしたが、ラクス 野鳥のヒバリのことす というプロ野球並みのチーム名はあっても、当初は全員そろったグローブもユニフォームもなく、ユニフォームは、学校の職員室の押し入れに眠っていた過ぐる時代のボーイスカウトの服を縫い直したものでした。子どもたちには寂しくつらい思いをさせてしまいました。しかし、間もなく青森県救済協会の厚意で、真っ白い新品のユニフォーム—そろいが全員を対象に、しかもこれまたおニューのグローブ、キャッチャー、ファーストのそれぞれのミットとともに寄贈になり、そのときの子どもたちの笑顔は忘れることはできません。

さらに社会部では、毎日1回機関紙「ひばり」を発行し、生徒自身の手で編集、記事の募集、原紙切り、謄写と全部やり、三十数号まで続いたのです。このようなクラブ活動の中で、芸能部音楽班の楽器演奏は特筆に値すると思っています。昭和29年3月の卒業生を送る学芸会は私にとっても最後の卒業式でしたが、このときの演奏が認められたのを機会に、多くの楽器をそろえることができました。その年、5月の入園者演芸会にも特別出演し、カッコワフルツ、駅馬車、その他日本の童謡などを演奏し、絶賛を浴びました。舞台上で指揮棒を振る私も目頭が熱くなるのを覚えました。

次に、いよいよ公教育が実現する時代についてのお話をいたします。公立学校の分教室、分校へ、公教育の時代。私たちがこのように松丘で苦闘している一方で、昭和28年8月のらい予防法の制定の際の附帯決議を受けて、長島愛生園に邑久高校新良田教室が設けられることになり、計画が進められておりました。このような時期に、当時、当園の武田正之園長の澄江夫人が、地元の村教育委員をしていたこともあり、園内のPTAと一緒にあって、園内学園の正式認可と有資格専任教員の派遣を村に強力に働きかけをしておりました。

こうした中で、昭和29年2月、新城村教育委員会が入所者の学園を保育所　この保育所は入所者の子どもであります、感染していない子どもたちの保育所です　の子どもたちの学校、新城村立新城小・中学校二葉分校の分教室として認めてくれました。そして、4月からは専任教師1名を派遣することになり、私は補助教師となりました。そして、7月には開校式も行われました。生徒は小学生6名、中学生8名でありました。当時は高校進学、社会復帰が現実のものとなっていたことから、この年、新たに中学校校舎の建築が決定され、第2の専任教師派遣の布石が打たれたのです。

こうした中で、資格のない私の使命は終わったと判断し、昭和29年9月をもって教師を辞し、10月1日から自治会の文教担当執行委員に就任しました。それでも当時の小学校校舎の場所、教育環境の側面から見て、近い将来、校舎の移築と、少年・少女舎の新築を夢見ていたこともあり、文教担当に引かれて自治会役員を引き受けてしまったのかも知れません。小学校校舎の移築はできませんでしたが、児童寮は中学校に近く、従来の建物を改築、移転させることができました。

そして、翌30年4月に分教室は分校へと昇格し、9月1日、2人目の専任教師として、A先生が中学校担当として就任されました。そして同時に、つまり高校第1期生の新良田教室入学生が出たのです。

最後に、わずか教員生活4年半、やめてからでもちょうど50年経過しました。とっくの昔に忘れ果てて当然なのに、この教員時代のことは、最も強烈な印象として鮮明に思い浮かべることができるのです。子どもたちにとっては、将来に向かってはかり知れないほどの大きな財産ともなるであろう教育を受けるべき最大の権利を奪われ、偏見と差別の渦に巻き込まれた不幸な一時期でありました。それでも大半は、高校卒業後、社会復帰を果たし、自分の人生を築き上げております。今思えば、治療薬プロミンによる治療がもう3年早く日本で行われ、在宅治療と外来制度が確立していたならば、私が教えた子どもたちも、私も、療養所暮らしをせずに済み、家族とのきずなをも切らずに済んだであろうと思います。

最後に、あまたの艱難をみずからの努力によって克服し、立派に成人した当時の子どもたちに敬意を表し、みずからの体験を通し、ハンセン病療養所における、ほんの短い一時代の児童教育の一端を申し述べさせていただきます。証言とさせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

【金平座長】 どうもありがとうございました。これはとても5分で聞くお話ではございませんで、大変失礼いたしました。非常に貴重なお話を聞かせていただいたように思います。もう少し、私どものほうからの質問をお受けいただけますでしょうか。お願いいたします。

【伊藤】 はい、できる限り答えたいと思います。

【金平座長】 それでは皆様、どうぞお願いいたします。鮎京委員。

【鮎京委員】 委員の鮎京のほうからお聞きします。

まず、松丘学園で先生をしていらした時代ですけど、1つは、子どもたちの年齢を教えてください。何才から何才までを教えてください。

2番目は、PTAができたということですけど、そのPTAのときの親御さんというのは、園の中の入所者だけなのか、あるいは外の親御さんたちとの交流はあったのかどうか。外の親御さんというのは、つまり健常者の方、病気ではない人たち、子どもだけが入所している親御さん。

3番目の質問は、外部との交流、子どもたちが例えば外へ遠足に行くとか、外の子どもたちと何か交流をすとか、外の大人でもいいんですけど、交流があったかどうか。その3つを教えてください。

【伊藤】 学園時代の子どもたちの年齢は、私が就任したころはまだ松丘学園であったわけですが、その当時はほぼ全員、学齢なんです。つまり6才で1年になるわけですから。ところが、病気のために療養所へ来るのが遅かったとか、それから療養所へ入る前に病院で、学校へ通わなかったとか、それで一、二年のずれがあった子どもも何人かおりました。

それから、外部との交流の問題ですけども、そのころは全くありませんでした。私が行って一、二年たってから、園の車を利用して、子どもたちの特勤として遠足にということで、海岸などへ連れて行ったことはありますけれども、それは外部の人たち、あるいは外部の子どもたちとの交流という意味ではないんです。

それからPTA、私、さっき申し上げた言葉の中に仮親というのがあるんですが、ほんとうの血のつながった身内もまれにはありますけれども、その当時の子どもたちは、故郷を同じくすとかそんな意味合いを持って、親しく子どもの面倒を見てくれたという、いわゆる里親みたいな、そういう意味の仮親なんですけれども、そういう何がしかの縁故があって、療養所にいる間、子ども分として面倒を見たという、ほとんどがそういう関係だったんです。

【鮎京委員】 園にいる間の子ども分として面倒を見たという、ほんとうの親ではないんですね。

【伊藤】 違います。だから出身地が同じで、「ところしゅう」という関係で面倒を見たとか、だれも面倒を見る人がいないからかわいそうだということで、いわゆる仮親になったということなんです。

【鮎京委員】 ありがとうございます。

【金平座長】 ほかにはございませんでしょうか。

ちょっと私から1つだけ、公教育に移る前の、要するにまだ伊藤さんが先生をしていらっしゃるんですけど、教育予算はなかったというふうなことでしたけれども、伊藤さんに子どもたちの教育を頼むというか、ゆだねられたところには、どういう予算措置でしたか。全く教育予算はなしということはありませんか。

【伊藤】 私は、予算関係の奥のほうの事情というのは、その当時は政治的な立場は全くなかったから、よく理解できませんでしたが、とにかく何か買ってくれ、これが学校で必要だから買ってくれと言っても、なかなか買ってくれないということからいけば、教育費として、いわゆる厚生省からおりてくる予算がもうなかったのであろうし、また、独自に施設の責任で、子どもたちによく勉強してもらうために教材を買ってやるんだという意欲も私はなかったと思うんです。

一、二年たってから、自治会には自治会の予算というのがあるんですけども、その中には若干あったと思うのですが、図鑑などは自治会の文化部から買ってもらったということもありますから。けども、そんなに潤沢な予算の額じゃなかったと思いますので、なかなかお願いしても買ってもらえなかったということで、予算もないんだろうなという受けとめ方をしていたと思います。

【金平座長】 自治会の文化部が、子どもたちのためにある程度バックアップしたということですね。

【伊藤】 自治会の組織の中で、教育も子どもたちも含めて学校教育というものは、結局自治会の組織の文化部という部門に所属しているわけですから、教材のことで、学校の運営のことでみんな、自治会の文化部の窓口へ行くということなんですよ。

【訓覇委員】 検討会の訓覇です。

きょうのお話の本筋からちょっと離れてしまうかもしれないんですけども、先ほど伊藤さんのご証言の中で、子どもたちのほとんどがクリスチャンで、そして神父や牧師が来ると授業に支障が出たと、その中で、信仰と宗教を利用した当局の意図が働いていたのではないのかというようなことも少しお話しされたと思うんですけども、そのことにつきまして、子どもたちに、当時の特に神父や牧師さんがどのようなお話をしておられたのかということと、伊藤さんが教員としてやろうとされていたことと、どのような関係になるのか。

それから、伊藤さんが先ほど証言してくださったような、当時の信仰と宗教というものに園当局が求めていたようなものというのを、伊藤さん自身、どのようなものとお感じになっていたのか、そのあたりのことを少し教えていただければと思います。

【伊藤】 正確に、その当時、私は子どもたちがほとんどクリスチャンだと書きましたけれども、果たして洗礼を受けているのかどうかはわかりませんし、ただ、近い子どもの世話をしている、面倒を見ている大人の方でクリスチャンの方などがいると、教会へ連

れていくという人もいるわけですね。

だから、私が、信仰と宗教を政略的に国が利用したというのは、そのことをちょっと言いましたけれども、それはむしろ一般論として、子どもたちの問題から離れた一般論として、我々は今までの立場上、そうとらえている。結局、寮舎がおんぼろなのに、教会関係、神社やお寺さんが非常にいい建物ができている。それが、園の施設の開設と同時に間もなくできたというぐらい、宗教関係では非常に手をつけるのが早かったと。それは一般論として、やっぱり宗教でつなぎとめ、療養所から逃げるのを防ぐ意図があったんだろうと我々はとらえているわけで、そのことをちょっと触れただけで、子どもたちには直接それにかかわりがあるということではないんです。

それから、もちろん私はクリスチャンでもありませんから、教会へ子どもたちが行って、どういう話を神父さんや牧師さんがしているのか、それは全然わかりません。

【訓覇委員】 ありがとうございます。

【光石委員】 検証会議の光石と申します。

先生のされた教え子がみんな社会に出て、立派に生活しておられると。その方々は同窓会のようなものを当然開かれるんだと思うんですが、伊藤さんもそういうところにどんどん呼ばれるんでしょうか。それとも、そういう機会というのはあまりないんでしょうか。

【伊藤】 長島愛生園の不良教室の、今、閉鎖した高等学校の卒業生たちや同窓生たちは、何年に1回は同窓会をやるんだというふうなことを私は聞いていますけれども、松丘の学校を卒業した、松丘出身の子どもたちだけが同窓会を開いたという話は聞いたこともありませんし、もちろん私に招待も来ないし、もちろん行ったこともないわけです。

【和泉委員】 検証会議の和泉と言いますが、今の伊藤さんの話された子どもたちというのは、大体人数としてどれくらいですか。

【伊藤】 周期的に多いときもあるし、少ないときもあるわけですが、私が在任中は、とにかく男の子だけで野球のチームが1つできて、補欠までいるというぐらい、つまり男の子だけで10人いたという時期もあったし、それに女の子が五、六人いれば、かなりの人数の子どもたちがいたということになります。

それから、少年寮、少女寮というのは、もともと少女たちのために若草寮、少年たちのために、男の子のために若竹寮という2つの寮があったんですけれども、その年代、年によって、子どもが少ないときと多いときがあるので、少年、少女寮を2寮とも使っているときもあったし、子どもが少なくなって1寮だけで間に合ったときもあると。

それは、その年によってやっぱり変動するんです。新発の子どもがいないのに、卒業生は出ていくという減る一方です。だから、もちろんずっと後段になると、新発患者の子どもというのはほとんどいなくて、減る一方で、結局廃校になったわけですが、それは私が在任中にも、その時点、時点で変動がありました。

【和泉委員】 わかりました。それで確認ですが、この子どもたちは既に発病している子どもで、いわゆる未感染児童ではないわけですね。

【伊藤】 もちろんそうです。

【和泉委員】 昭和25年から29年ぐらいの期間というのは、まだ決して療養所からの社会復帰というのが活発でなかった時代だと思うんですけども、今の証言の中では、この子どもたちのほとんどが社会復帰をしたということになると、結局、社会復帰を促進する上に、教育がどういうふうないい影響を持っていたのかなというのが、もう少し具体的にわかったらと思ったんですけども。

【伊藤】 療養所から直接退院したという事例はもちろんそんなになかった。つまり、和泉先生がおっしゃるように、確立していなかったと思うんですね。

ところが、長島の高校へ入って卒業した人は、現実にその数字は申し上げられないけれども、大半が私は社会復帰したと思っています。療養所へ帰ってこないで、そのまますぐ社会へ出たという人もかなりいるわけですね。ですから、やっぱり引き続いてプロミンの効果があらわれてきて、だんだん軽快の結果に近づいてきているという、私はそういう動きの時代じゃなかったかというふうに見ているわけです。

【和泉委員】 もう一つだけ確認ですが、この卒業生のほとんどの人が新良田高校に行ったというふうなことですか。結構、新良田高校というのは競争率が激しくて、入りにくかったという感じを受けているんですけども、この人は相当たくさん新良田高校に進学したということですか。

【伊藤】 私はほかの療養所はわかりませんが、療養所から退所して、外部の高校へ入ったという事例も調べたらあるかもしれませんが、私はそれは事例としては知っておりません。ただ、実際に松丘の場合でも、高校へ行くというと即、長島の新良田教室へ行くというふうに受けとめられておりましたし、うちでも21か22かの数の子どもが、その定時制へ入っているわけですね。ですから、ほとんどが新良田高校を経由して社会復帰したというふうに私は受けとめております。

【和泉委員】 どうもありがとうございました。

【金平座長】 ほかにございませんか。よろしいでしょうか。窪田委員、どうぞ。

【窪田委員】 検証会の窪田と申します。どうもありがとうございました。

25年から29年、先生が教えておられたところに、牛乳配達とか新聞配達をしていて、その時間がち合ったというお話と、それを調整なすったというのを伺いましたが、子どもたちは当時そのころ、それ以外の作業というんでしょうか、労働というのはいっていたんでしょうか。

それから、何才ぐらいの子たちから牛乳配達とか新聞配達とか、それはもちろんわずかなお金にはなったと思うんですが、そういうのをやっていたのか。子どもたちの学業以外の仕事のことをちょっとお話しただけででしょうか。

【伊藤】 私は、そのことについては、あまり自信を持って、深く事情をキャッチして、申し上げるわけにはいかないんですが。

ただ、私はやっぱりさっき言ったように、子どもたちの教育関係をも含めて、子どもた

ちのための予算というものがあまりなかったということからいって、おそらく牛乳配達も新聞配達も、今流に言えばボランティアで、ただでやってもらったと私は思っていない。やっぱりおやつ代ぐらいの報酬はあったんじゃないかというふうに思うわけで、それで劣悪な生活待遇の中でという言い方をしたのは、そういう意味なんですけれども、よくわからないんです。ほんとうに小さい子どもにまで、1年生の子どもまでやらせるということはもちろん常識的でないだろうと思うのですが、なぜやるようになったかという動機もよく把握しておりません。さっき言ったように、配達を手伝ったということで、幾らかのお駄賃をもらったというぐらいのものじゃないかと思うんですけどね。

【窪田委員】 どうもありがとうございます。

【金平座長】 よろしゅうございますか。

それでは、伊藤さん、どうもありがとうございました。伊藤さんが、初め患者としてお入りになったけれども、間もなく教師ということで、子どもたちを教えるというお立場になられて、いろんなご苦労をなさいました。お話を聞かせていただきまして、ありがとうございました。

お話の最後に、教えた子どもたちが立派に、いろんな困難を克服して社会復帰した、その子どもたちに敬意と感謝をというお言葉で結ばれましたけれども、大変私もそれを印象深く伺いました。貴重なご経験をありがとうございました。(拍手)

【金平座長】 続きまして、お2人目はAさんでございます。どうもお待たせいたしました。きょうはありがとうございます。それでは、どうぞよろしく願いいたします。やはり、今と同じように最初にお話しいただきまして、みんなの質問でお願いいたします。

【A】 私のほうから一通り言いたいことを書いてきたんですが、これを言えばいいんでしょうか。口述で書き取ったものですから、うまく書いているのかわかりませんが。

昭和30年から41年末まで、ここの園内の青森市立新城中学校二葉分校の教員をしておりました。最後までそれをやったことになります。ただ、今、伊藤さんのほうからも話がありました。松丘保養園の保育所というのがありまして、当初、未感染児童のための分校だったんですね。未感染児童の子どもたちは本校のほうに、普通の学校に行くことになりまして、それで今度は、二葉分校のもとにあった、義務教育の子どもたちで、中にあった二葉分教室という名前が格上げになって、中のほうが今度は分校という形になったわけです。

それから、私がどうしてここに来るようになったかということも書いたんですが、くだらないと思うんですが、それは省略しますかな。私の親父も、昭和15年、ここに薬剤師として就職したんです。それに引き連れられて、私は仙台から来たわけですが、官舎に住みました。それで、初めてここの様子を何となく子ども心に見ているときの様子をちょっと書いたわけですが、かなり重い障害を持っているんだと、それから、保養園の職員が長い白いガウンを上から下までつけて、これはうつる病気なんだろうなというふうに思っておりました。ただ、急激に悪化する病気ではないということも薄々感じました。

それから、私が教員になったときのことでございますが、野沢小学校というところがありまして、これは義務でそこへ行けということでありまして、その後1年で、私の兄がちょうど教育委員会のほうに出向する、県庁にいたものですから、まず弘前の盲聾学校に勤務することになったんです。正式には聾学校だったんですが、校舎が盲と聾と、かぎの字のようにつけていて、そこで今度は教員をするばかりでなくて、舎監もやれということなんですよ。それが、大抵の人は6カ月もたないんだそうですが、私は1年もったんですけれども、もうそろそろやめようかという気持ちで、体調がうまくなくなったんです。

そうやって頑張っていたんですが、2年半ばかりやりまして、ちょうど兄貴がまた情報をつかんできまして、教育委員会にいたと思うので、二葉分校の教員が、年をとった人しか申し込みが来ないし、いないので困っているという話がありまして、それで私が返事をしましたら、当時の阿部園長先生がすっ飛んできまして、「来てくれるか」と、それで一もなく二もなく「はい」と言いましたら、園長の車に乗せられて、二葉分校に来ました。

とにかく戦後の、どさくさの状況の中ですから、非常に伊藤先生もいろいろ苦労されたと思いますが、私の場合も、いわゆる教育の中の障害者とか、盲・聾だとか、いわゆる戦前、戦中の状況後、やっと芽生えてきたころですから、みんな夢中で一生懸命やったわけです。

ただ、園長先生は、私を迎えて園長室に呼んでから、医療のことには口を出すなよということをごき刺されました。それから、それでいて園長先生は、始業式とか終業式にはほとんど出席してくれませんでした。本校の校長先生がたまにおいでになっていました。忙しいのしょうから。

さっき言いましたように、患者地帯へ入る場合は、分館を通して、なるべく白衣を着て、そして出ていくときはそれを脱いで、消毒のところへかけていってくださいというようなおふれがございました。なるべく守るように努力していました。

それから、私もほとんど休んだことはありませんけれども、どうしてもあちこち研修会だとかいろいろありますものから、そういった場合には、先ほど伊藤さんが言いましたように、補助教師の方が1人ずつついて、大体8年、9年の間に3人の補助教員の方にお手伝いいただきました。

ただ、私が来たころからは、プロミンが有効、不治の病でなくなったというようなことになりまして、また、一方では、予防法背景の闘争、いろいろ努力されてあったと思いません。うちの親父も、職員の方の大將をやらされて、官舎に帰ってくるときは機嫌がいつも悪かったんですが、一生懸命やっていたようです。

園長先生は、先ほど言いましたけれども、今までの園長先生はみんな特色がございまして、阿部園長先生は野球、スポーツ、野球、野球ということで、私もときどき野球のほうへ引っ張られることがございまして、それはただ心を明るくするという意味で、この園長先生はしておりました。それがずっと続いたと思います。草津のほうへ行かれまして、最

後までそれを貰かれたようでございます。おかげで私どもはその恩恵を受けていると思います。

それから、先ほど言いました邑久高校の新良田分校ができ上って、そして私は2期生のときから一生懸命指導をいたしました。もちろん補助教員の方も一生懸命やってくれました、補佐的にやってくれました。ありがたいと思っております。先ほど質問がありましたけれども、比較的、療養所の中では一番確率のよい、成績のいい学校であったと自負しております。大体見ればわかるのですが。

ただし、お召し列車のことでございますが、消毒、東京駅へ着いても、貨物の品川か何かのところへ連れていかれて、しばらく時間をかけて出ていくと。仙台のところからもうこうやって乗せていく、静岡から乗せていくということで、その都度にクレゾールの消毒をビャーッと相当やるんですよ。それで、病気であるから、そういうことは私はあまり気にしなかったんです。けど、そういうことはなるべくしないほうがいいと思います。急性の感染の病気であるならば、そういうことが普通の学校においても、給食のいろんな不手際があって消毒されることはありますし、そんなことは私はあまり気にはしなかったんです。ただし、昭和38年までそれが続いたということで、何かもっと早く、そんなことをしなくてもいいことだったんじゃないかということを知りました。

ただ、子どもたちには、もっともあまり進学、進学ということでなくて、哲学的な話をしたり、いろんなことをしてやればよかったなど、やれる限りやったつもりですけども、形として残すものはあまりなかった。

ただし、展覧会などは一般のところきちんと入れてあげましたし、野球ができない人数になったときには、テニスコートをつくるんだと、阿部園長のところへ行って談判しました。しかし、何回談判しても返事をしないものですから、私が勝手に動き出しました。私が朝4時半に起きて、テニスコートをつくるように努力して、いい加減よくなったころに、患者さんがみんな手伝いに来てくれたんです。それで、おかげさまでテニスコートができました。今の野球場とは別個に、学校の前の広場ですが、そういう形のものででき上って、その後、今、大変それが有効に利用されていて、そこにまた立派な体育館みたいなものができまして、日本一のゲートボール場をつくったわけです。あれは実力です、建物じゃないんですが。私としては、非常にすばらしい、いいことをみなさんにやっていただいたんだと、やってくれたんだというふうに思っています。

先ほど出ましたけど、子どもたちの中の仮親の問題です。皆さん、ほんとうに熱心でした。それから、寮長さんがまた一生懸命協力してくれまして、いろんな相談をしてくれまして、また、園内のPTAの方々が特に、学校の周りの草取りやら、木を植えてくれたり、ときどきやってくれていました。ありがたいことです。

それから文化部のほう、今、文化部長さんのお話もあって、後のそれこそ代表の方ですけども、運動会と文化祭は当時の図書館の部屋を利用して、文化祭をやってくれたんです。それで、私はその内容を見て、これはなかなか立派だなというふうに都度に思っ

ていたんです。

それで、私がいよいよ、子どもたちがいなくなってここを去るときに、これをぜひ外部のほうに見せたいと思ひまして、青森市役所及び県庁のほうに、分館のここにお願ひしまして、園長先生にお願ひしまして、「やるぞ」と、「どうだ」と言ったら、なかなかご苦労をされたんですが、やっとのことでオーケーになりまして、文化祭をそちらのほうで、松丘保養園展という形でやったんです。それが私にとっては非常にうれしかった、皆さんがほんとうに協力してやってくれて、立派な、婦人会やその他青年団等々の方々の協力で、その作品を見せていただいて、また皆さんに理解していただいて、よかったなと思っています。

あとは、今後のことは大した問題でないとは思いますが、訪問指導ということが、私は特殊教育ばかりずっと、ほとんど見ていますので、訪問指導のあり方がもしハンセン氏病におけるとすれば、ないとは思いますが、今は親御さんとその学校、地域の中で、病院がもし普通病院で、どんどんそういう対応ができるようになってやっていけば、もっと早くこういう時代にならなかったかとは思いますが、歴史の示すところではないのですが。明るく、元気よく、朗らかに歌って踊って、楽しい教員生活をここで送らせていただきました。頑張ったつもりですけども。

あと、具体例ががたした場合にご返事したいと思ひますので、このくらいで。

【金平座長】 どうもありがとうございました。

それでは、早速質問をお受けいただけますでしょうか。宇佐美委員、お願ひします。

【宇佐美委員】 ご苦労さまでございます。今、伊藤さんとおたくと2人で、小・中学校の当時の話を聞かせていただきましたけれども、未感染児童のほうでは、学校とか分校はいつごろまでありましたか。

【A】 これは保育所の問題ですから、27年か、28年か、そこら辺です。

【宇佐美委員】 私も長島愛生園から来ましたけど、うちは東京と大阪に、うちの保育所を向こうへ移して何とか運営したんですけど、黒髪校のような形で未感染児童と言われた人たちが、一般の学校で拒否されるというようなことはありませんでしたか。

【A】 何かばかにされるとかですか。

【宇佐美委員】 一般の小学校や中学校へ行って……。

【A】 いや、全然ありませんでした。それは、淡谷悠蔵さんという代議士が社会党でおりまして、その方が、もう亡くなりましたが、奥さんがそちらのほうのどちらかと言えば、さっきは武田園長先生のお話もあったんですけども、その方が影のほうで、裏のほうの動きをしてくれまして、武田先生のそれと一緒にやりましたから、そんな無理解なことはほとんどありませんでした。恵まれていたと思ひます。

【宇佐美委員】 私の長島愛生園の保育所のほうへ、また小学校の先生として、東海フミさんという方がうちのほうへ赴任していただきましたので、未感染児童の施設がなくなって、こちらへ来られたということを知ったわけなので、早いうちにおいてそういう社会

的な偏見、差別が少なかったということは、ほんとうに努力されたと思います。

最後に、高等学校へ非常にたくさんの方が来て、優秀な方がたくさんおられますけれども、そういう面で、先生の進学指導がよかった面もあるんじゃないかというふうなことも考えられますけれども、いろいろと反省されておりますけれども、最後までハンセン病の、長島愛生園は小学校が38年、中学校が41年までありましたけど、大体同じくらいですか、こちらが閉校になったのは。

【A】　　そうです。3年ずれて、なくなりますから、私のほうが41年、1年おいて閉校という形をおいていますね。

【宇佐美委員】　　そうですか。以上です。

【鮎京委員】　　委員の鮎京のほうからお聞きします。

この学校にいらしてから、園長先生から、この病気のことをどんな病気だというふうに聞かれたか、説明を受けられたか。

【A】　　そんな解説は全然ありません。それで、いきなり頭から……。ということは予備知識が幾らか私にはありますから、昭和15年から官舎にいましたから、親父と一緒にいて大体、しかし親父は薬、園の話は一つもしません。しませんが、いわゆる接している全体の動きの中で、官舎のほうと患者さんの地域のほうと、別ではありますけれども、比較的よく行き来をしたんですよね。それで、大体つかむと、そこら辺でわかっていましたので。ただ、確かに正式な理解のお話は承っておりません。ただし、勉強する本はたくさん持っていましたから、それは知っていました。

【鮎京委員】　　特に園長先生からは、この病気はこういう病気ですよと、時代はプロミンの時代になっているわけですけど、特に説明はなかったということですね。

【A】　　ありません。

【鮎京委員】　　それと、教室に入られるときの服装ですけれども、患者地帯は白衣で行くようにという指導も受けていたとも、先生、さっき言われたんですが、教室に行かれるときはどういう服装で行かれたんですか。

【A】　　結局羽織っていきます。

【鮎京委員】　　白衣を羽織っていった。

【A】　　1枚、理科の先生みたいに白いやつを1つ。

【鮎京委員】　　理科の先生みたいに白い白衣を着ていったと。

【A】　　そうです。ただ、分館を通過するほうでは、ほんとうはもんぺみたいな白いやつもはいて、ここもかぶってという話はあったんですが、だれもそんなことはしていません。

【鮎京委員】　　もっと徹底した服装をするように言われていたけど……。

【A】　　特に、一部はちゃんとやっていました。うちの親父なんかも一番ひどいですから、ここもやっていました。

【鮎京委員】　　マスクもしている人もいたと。そうですか。

それから、ちょっとわからないことがあったんですが、お召し列車ということに触れられたときに、駅でクレゾールをまかされていたけれども、病気なので、あまり私は気にしなかったけれども、そんなことをしなくてもいいのにも思ったということですが、それは先生が駅に何か立ち会われたということですか、その場面に。

【A】 いや、女の先生も行っていますから、女の先生なんて「うわーっ」と騒いじゃうんですよ。

【鮎京委員】 先生たちが駅に迎えにいかれたんですか。

【A】 いや、一緒に送っていったわけですから。

【鮎京委員】 どこへ送っていかれましたか。

【A】 長島愛生園。

【鮎京委員】 長島に送っていったときの話なんですね。そのときの印象。

【A】 そうです。それが38年まで続いたということですね。

【鮎京委員】 いつも先生たちが送っていかれるんですね。

【A】 いや、そのとき1回です。

【鮎京委員】 1回だけだった。最初のころですかね、そうすると。

【A】 そうですね。

【鮎京委員】 わかりました。

【光石委員】 光石です。2点ほど教えていただきたい。

1つは、阿部園長が医療のことには口を出すなと言ったのは、何を心配されていたとA先生はお思いになったか。それが1つ。

それからもう一つは、先生はいろいろな障害者の教育に携わってこられて、ほかの障害者の生徒さんと、このハンセンの生徒さんとの一番違っていた点、それから家族も含めて、一番違っていた点がもしあったら教えていただきたいのですが。

【A】 一般の普通の障害者というのは、出産時障害、それから事故 いろんな事故、交通事故その他含めて のための障害を持っている。あるいはそれと、内臓疾患等の明らかな病気で後遺症的に持っている子ども、あるいは急速にそれを必要とする手術の場合ということで結局はえり分けていますから。

ここの場合は、見えないような普通の……、人間的な内面からは、そういうのは全部同じですね。普通児、普通者と変わりありません。それで、結局病状が、小さいときにうつって出てきて、それを早く薬を与えられていけば、日本はとろいですから、結局それが後遺症的に残っていったということ。また、それが一番障害だと思えますね。

こんなことを言っちゃうと、本人、頭をかいているかもわからないけど、『甲田の裾』という雑誌がございます。そこで編集をやっていた彼氏の名前は何と言ったか……、その本が出まして、この間、数年前に亡くなったんですが、それを開いたら、僕が小学校の何年生のときだかという写真がちょっと載っていたんですね。何と、普通児と何も変わりません。これがどうしてあの、直接的に言えば、仁王様のようないいお顔になっちゃったかと

いうことは、私は、プロミンその他が早くできていれば、これは普通の人と何ら変わらないものねと、立派で立派で……、そう思います。

【光石委員】 そうしたら第1点のほうからちょっとお聞きしますけれども、阿部園長先生の医療のことには口を出すなということは、先生がどういうことをすることを園長が心配されたかという点は、どういうことを心配したんでしょうか。

【A】 いや、そう深くはないと思いますが、あれこれ自分で考えたり、せんさくしたり、いろいろやっても、それにはむだな時間が過ごされるだろうと。あの人は結局スポーツということ側面に置いていましたから、それはどういう意味かという、スポーツで明るく生活せいということですね、そういうことだと思います。

【光石委員】 先生のお父様が薬剤師であるということを知っておられて、先生が相当医療に詳しいということを考えて、子どもたちにいろいろ言ってほしくないというような意味のことを心配されたのかなと思ったんですが、違いますか。

【A】 いや、そんなことはないと思いますけれども。

【光石委員】 そうですか。

それから第2点のほうですけど、私が聞いたかったのは、生徒たちの先生に対する態度といいましょうか、スタンスといいましょうか、その違いを聞いたかった。ほかの障害の生徒たちと、それからここでの……。

【A】 それはある程度はね、結局学校の先生でたまに白いのを着ているから、理科の先生だったら、家庭科の先生と、保健室の先生と白いのを着ているから。この子どもたちは、私が着ているというのでも、あまりそれは、初めは多少は気になっていたと思いますが、気にしないでずっといましたね。ただ、私もときたま脱ぎますからね、時と場合によっていろいろ……。そういうこともあります。相撲をとるべと言って、とってくる子どももいましたし、それでも別にあまり気にせずに、そのままするようなこともありましたし、子どもたち同士は明るくやっていました。

【光石委員】 わかりました。

【藤森委員】 検証委員の藤森です。

1つ、お父様のことで教えてください。薬剤師として、それから後には事務方の大将としてあれされたということですが、難しい顔をしていたみたいなお話もさっきありましたが、はたから見えて、言ってみれば、そういう事務方のリーダーとしてのお父さんが一番悩んでいたのは当時どういうことだったというふうに感じますか。

【A】 親父が悩んでいたこと……、それはやっぱり薬でしょうね。薬が、プロミンみたいなのがどんどん入ってくる、早くできる、石館さん、もっと頑張ってくれというところかな。あれはグルクロン酸もつくったそうですね。ただ、プロミンがどの程度の効力で、その後、園長先生のご説明がありましたけれども、2者混合、3混合をかけています、努力していると思いますね。

だけれども最後は、もっと早ければそこまで行かなくてもいいという頻度のぐあいが、

それで、もっと早くそれが小さいうちから何されれば、効果的に出て、社会復帰というのはもっと簡単に……、いや、比較的元気に出ていく人は元気に出ていきますよね。ただ、その先がどうかというのは、この社会体制ですから、おんぶにだっこで全部やってきているかというところがそうじゃないですから、厳しいですね。だから、一時的に戻ってくることもありますし、ときどき薬をもらいに来ているのもありますし。ですけども、いいじゃないですか、それはそれで。

【藤森委員】 お医者さんと意見が合わなかったとか、予算が足りないとか、何か悩む原因があったんですか。

【A】 いや、それはないですね。それは薬剤師界及び医学界のスピード、この医療に対してどの程度の勢いで取り組めたかというのが、アメリカさんのほうだけ先にやっちゃって、こっちは制度のことばかり考えていて、明治、大正、昭和とやって、そうでしょう。せめてこういうものにもっとまじめに、京都大学は多少頑張っていたんですよ。だから、せめて北海道大学、それから東北大学ね、東京大学、みんなそれぞれ地域で頑張って、せめて普通の病院でも薬ぐらいいは出せるというふうに体制を整えてかかれば、苦労がもうちょっと、様相は変わっていったんじゃないかと。別な要素が入ったと思います。

【藤森委員】 わかりました。ありがとうございます。

【筈委員】 先生、昭和30年から、分校のほうへお勤めにいくと。私は栗生楽泉園から来ました筈雄二ですが、私も小さいときから療養所におりまして、そういう学園を、私は、年代からいって国が認めた段階というのはもう卒業しておりましたけど、教材がものすごく少なかったのを覚えております。理科や何かはもうほとんど教材らしいものはない、地理でも地図がある程度で、何ら教材はない。そういうのはすぐ調達できたんでしょうか。

【A】 それは事務方の予算の動かし方もあるし、多少時間がかかりますね、承諾、了承印をもらって。それで待ち切れないこともあるんですよ。それと、戦後の体制は、どちらかという全体予算が足りないために、あまり物を使うなという傾向がどうしたって基本的にあるんですよ。ですから我々は、教育課題の中でも、自己学習とか集団学習とかそういう形で、自分で取り組む体制をとれと、そうでないと、実験器具その他を今日的にふんだんにやろうとすれば、それだけでもかなり時間が食っちゃうしというようなことがありました。

ただ最近、そういう実験的なものやら、実証的なものをどんどん取り入れてやっています。しかも、分校と名のつくところはみんな小さくなって、先生のほうが多いぐらいで、我々のころはそうじゃないですから。そして、本校なんかはもう1,000人近くいるというような状況ですから、逆に私を引っ張っていかうとするんですよ。行ったふりをして戻ってきますけどね。

【筈委員】 ですから、そういう点からいって、私、先生にぜひ伺いたいのは、先生はほかの学校からおいでになって、ここを受け持たれた、そのときの学力の差といいますか、それはどうお感じになりましたか。

【A】 そんなものはあまりないですね。

【筈委員】 なかった。そうですか。

【A】 はい。皆さん、親御さんの気持ちをみんな持っている方でしょう。子どもが憎いなんて一人も思っていないから。教育というのは母親と同じで、ほんとうはだれでもできるんです。それで、こじきもできます。学校の先生はこじきもできるし、先生もできるんです。そうでなければ、子どもなんかは育てられません。

【筈委員】 そうですか。

もう一つお伺いしたい。私、そのころ、昭和30年少し過ぎてから、自治会のほうで文化部長などをやっていたことがあるんですが、よくそのころ、昭和30年代は、フィルムを借りて、園内で映画会というのがしょっちゅうあったように思うんですが、この松丘はどうかわかりませんが、そういう娯楽や何かのときには、学校の授業を休んで、娯楽に行かせるというようなことをやっていたか。

【A】 それはやらなかったと思いますね。

【筈委員】 やっていなかった。そうですか。

【A】 はい。あと、時間外にちょうどはめたり。

ただ、副知事さんが来るとか、東大の総長さんが来るとかというときは、これは行って、こっそり聞いてこようやと思いたいんですけど、それはそこまでは行かないで、大体こういうことだぞということを後で教えておけば済むことです。なるべく勉強時間というのは大事にやっていました。

【筈委員】 ありがとうございます。

【井上】 井上です。ありがとうございました。

先ほども出たんですけれども、お父さんの件ですが、職員の大將をされたという表現をされましたね。それは先ほど藤森委員が質問したような、事務方の大將という意味なんでしょうが、それとも、職員の組織、あるいは組合の責任者とか。

【A】 両方でしょうね、突き上げられていると……。

【井上】 組合のほうもされた。

【A】 組合のです。

【井上】 そういうところでの、さっきおっしゃっていた悩みとか、いろいろあったということなんですか。

【A】 それはいろいろあるんでしょうね。

【井上】 そうですか。どうもありがとうございました。

【金平座長】 それじゃ、大体よろしゅうございますか。

私、1つだけ教えてください。先生がもちろん教師としていろんな教科をお教えになるわけですけれども、やはり人生の先輩として、子どもたちというのはやはりいろんな悩みを持ちますね、いわゆる相談というのをお受けになることが多かったですか。もしあったとしたら、どんな相談があったのでしょうか。

【A】 いや、それは直接的にはないです。ないから、逆にこっちのほうで何となくにおわせているわけです。それで、資料等は、私はどうしてもせっかちなほうで、すぐ青森に行けば本屋さんがありますから、そこで教材等の資料なんかを調べ上げて、これだけは必要だということでは協力するようにしていました。そうですね、そのお話は……。

【金平座長】 特になければ結構でございますけれども。何となくやっぱり教師というお立場上、いわゆる教科を教えるということ以外に、普通でしたらどうしても、特に中学ぐらいになってくると……。

【A】 例えば音楽なんかなら、小学校のキムラ先生と交換というか、やってもらうというようなこともやりましたし、理科の堪能な方もいますし、それぞれの堪能なところはあるんですよ。

それから、私はすぐ外へ出て行って、購入物を買ってくるというふうなこともやりますし、必要なものは買ってきちゃうんですよ。一々園にやっていたら、3日、4日、5日たっちゃうこともありますから。

【金平座長】 直接交渉というわけですね。

【A】 ただ、私は美術が専門ですので、高等学校から来てくれということもありましたし、最後は大学のほうで引っ張られましたし……、だけど美術じゃないです。さっき言われた教育相談です。

【金平座長】 そうですか。わかりました。

どうもありがとうございました。ほんとうに貴重なお話をいただきまして、感謝いたします。ありがとうございました。(拍手)

ちょっと追加があるそうです。先生、すみません。

【和泉委員】 検証会議の和泉ですけれども、先ほど服装の話をされていましたがね。確認ですけれども、足元というか、靴は長靴を履いておられましたか。それが1つ。

【A】 いや、普通です。履いている人もいましたね。うちの親父はどうだったかな。

【和泉委員】 それでもう一つ確認ですけれども、今、先生は教室に行くとき、白衣を上から羽織っていったという話ですが、ほかの職員はどんな格好をしていたんですか。

【A】 その職場の場所によって、出入りをする人によって格好が違はずです。ただ、お医者さんだって、いろいろ手術するときはそれなりの格好をするでしょう。我々は別に手術するために行くわけじゃないので、空気伝染するわけでもないわけですから、接触でもさほどのことはないし。ただし、クレゾールで洗えよということは、分館を通るときはこうやってこうやって行きますけれども。

【和泉委員】 それからもう一つだけ。この園の中では、患者さんの地区に入るときと職員地区との間には、何か厳重な塀があるとか、あるいは通路があるとか、そういうことはありましたか。

【A】 いや、表立ってなら、ここが門ですよ、ここから入りなさいと決まっていますと思います。ですけど、野球場ができてから、私の中学校なんか、野球場から来たほうが早

いんです。それで、私が急ぐときは、もうばーんと来るんです。

【和泉委員】 学校の先生としては、もう特に園の医療職員と同じ格好をしなきゃいけないような強制はなくて、比較的自由にやっていたということですか。

【A】 そうです。白い物を着ていきなさい。ただ、提出するようなものがあれば、消毒してくださいということでした。

【和泉委員】 どうもありがとうございました。

【金平座長】 どうもありがとうございました。それでは、これで終わらせていただきます。

【A】 あと質問がなければなのですが、私、一言どうしても言いたいんですが、いいですか。

【金平座長】 じゃ、どうぞおっしゃってくださいませ。お答えがすぐできるかどうかは別といたしまして。

【A】 そうですか、急いでお話しします。

職員の方々もそうですけれども、患者さん自体が社会教育上熱心でございまして、ご存じかも知れませんが、園長先生はじめ、ブルーリーのお金を東南アジアのほうの人たちに送り届けているというようなこととか、いろんな講師の方が来ると、もう熱心で熱心で、大分私のほうの校長なんかも言っていましたけれども、「熱心で熱心で、質問があつてさ」とよく言っていました。

それから、奉仕活動で、十和田に行く途中の萱野茶屋というところがございまして、そこに行ってお掃除をしてくれたり、いろんなことをやってくれていたようですし、その他あちこちのことに一生懸命、園内はもちろんのこと、清掃活動やら、いろいろやっていたいておりました。

だから、日本一になったと思います。ことしも、もちろん囲碁などもすごい強い人ばかりいますし、すごいです。立派だと思えます。まねしたいと思えます。

【金平座長】 また日本一のお話をいっぱい聞きたいところでございますけれども、申しわけございません。

【A】 それから、これはついでに言っておきますが、三浦雄一郎と三浦敬三さんというお父さんは、ここの近所をスキーで歩いて、雄一郎君は僕と同じ年ですが、彼は結核のために2級おくれたんです。そして、友達がいまして、声をかけていって、「A君、先に行っているよ」と言って、追っかけていけばもういないんですよ、早くて早くて。私はそのときに、青森高校でスキー部のマネジャーという役をやっていたんですが、マネジャーも何も務まりませんでした。それから学級にはエガヤチハルがいまして、休み時間になると相撲をとっていました。

それからもう一つ、職員の中で、汽缶場の中で働いているイシゴウオカさんという方がいまして、この人はラバウル航空隊のラバウルから引き揚げてきて、働いて汽缶場にいた人ですが、その人の娘さんが、今回のアテネオリンピックで新体操のほうの審判になって、

出かけられました。

【金平座長】 わかりました。大変聞きたいお話がいっぱいございますけど、もうお一方、お待たせしている方がいるものですから、ごめんなさい。これで一応終わらせていただいてよろしゅうございますか。ありがとうございました。また、続きを、あしたでもお伺いいたします。

【A】 余分なことを言いまして、すみません。

【金平座長】 ありがとうございました。

それでは、もうお一方、お待ちくださっております、ご用意くださっております。Bさん。大変お待たせいたしまして、きょうはありがとうございます。

それではBさん、早速お話しを、ご用意いただきましたものを聞かせてくださいませ。

【B】 Bと申します。これから、入所のいきさつ、療養所の学校の様子や患者作業のこと、療養所での夫婦生活、最近、外の病院で治療を受けた経験などについてお話しさせていただきます。

まず、私の家族の状況と、私が療養所に入ることになったいきさつからお話しします。私は青森に生まれました。兄弟は7人で、家業が炭焼きでした。私が物心ついたときには、弟以外は外に働きに出ていて、うちにいませんでした。

12才以上年が離れていた兄がハンセン病にかかり、結節ができたり、眉が抜けたりという症状が出たため、松丘保養園に入所しました。昭和8年ごろだったと思います。兄は、山で炭焼きをしていたところで呼ばれて、うちに帰ったところ、療養所の職員が来ていて、そのまま連れていかれたそうです。昭和12年ごろ、兄は療養所で死亡しました。当時、ハンセン病で亡くなる人はほとんどなかったそうで、結核などで亡くなった人が多かったそうです。

兄がハンセン病であるということが知られていたため、私には学校で友達ができませんでした。大人同士の世界のことは、子どもだったのでよくわからなかった点もありますが、近所づき合いも難しかったようです。友達ができなかったので、私もだんだん学校に行きたくなくなってきました。両親は兄のことがあったので、私の体調を注意深く見ていたようでした。

昭和16年ごろ、私も眉が薄くなったり、けがをしたとき、傷の治りが悪くなるなどのことがありました。兄が療養所に入り、近所にハンセン病の患者が出たということは知られていたので、下北のおじさんのところに行くことにしました。そこで1年ほどいて帰り、青森の天理教の教会に預けられていました。

昭和17年5月末ごろ、警察官とともに療養所の医者、看護婦、保健所の職員が白衣を着てやってきて、3日以内に入所するように言われました。昭和17年6月3日に、私は母親に連れられて、荷物をリヤカーに積んで、松丘保養園に来ました。後で聞いた話では、このときも、実家と預けられていた天理教の教会も消毒されたそうです。私がハンセン病だったということ、そしてハンセン病にかかるということは、家族に迷惑をかけることを

自覚させられ、ショックを受けました。

収容された翌日の6月4日に園長の診察を受けました。このとき私は17才だったので、園内の学校に入ることができるということで、子ども舎に入りました。たしか持ち物の検査があり、現金を持っていることはできませんで、圏券に自治会でかえて、それを渡されました。

少年時代の生活。当時子ども舎が男女別の建物で、1つの建物に12畳の部屋が4つほどあり、一部屋に4人から5人が住んでいました。実家が農家だったので、何か食べるものがありました。しかし、ここでは食べるものがないのがとてもつらかったです。知人が療養所に住んでいる人は、食べ物をもらってきて食べていましたが、私には知り合いがいなかったので大変うらやましく思いました。

園内の学校は子どもの患者用で、年齢やもともとの学年に関係なく入学することができました。私は2年ほど勉強して、昭和19年3月に卒業しました。この学校では、教師も入所者で、読み書きそろばんを教わりました。私が入所したときは、スズキテイイチさんが先生をされて、五、六年生と高等科を担当し、ササキヨシチロウさんが小学校1年から4年生を教えていました。

先生たちは一生懸命教えてくれていましたが、子どもたちの中には「無理して勉強して何になるんだ」とやけになった人もいました。最初、この園に来たときに、だれもがこの病気は治らない病気なんだ、ここからは一生出られないんだということを強烈に思い知らされましたから、そのような気持ちになっても無理もなかったと思います。しかし、子どもは大人たちがいろいろと面倒を見て、かわいがってくれるような雰囲気があるようになり、周りの大人たちの期待感から勉強する気になりました。

園内の生活についてお話しします。学校を卒業してすぐの昭和19年4月から、子ども舎から大人の健康室に移りました。当時は大人の舎には、健康室、自由室、不自由室があり、健康室に入っている人が畑をつくり、自由室に入っている人が炊事などの作業や病室の看護をしていました。健康室の人でも患者看護もすることがありました。昭和23年で、この健康室と自由室の区別はなくなりました。雑居のための苦労は、口には言いあわすことはできません。

職員はいつもみんな白衣を着ていました。患者の部屋には来るものの、患者がさわったところをさわりたいくないので、障子の上のほうだけにさわってあける職員がいました。医者の中にさえもそのような人がいました。

治療薬は大風子油が中心で、注射の仕方などについて医者の指導はあまりなく、作業賞と金や、親が面会に来たときにももらったお金で購入し、患者同士で打つか、自分で打つかしていました。油なので注射するのが痛い上に、うまく注射しないと、中で固まって化膿することがありました。治るわけではないという気持ちがありながらも、どうにか治して社会復帰したいという思いも強く、実費で購入して注射を続けました。

患者作業のことについてお話しします。健康室に入ってから、夏は朝3時ごろ起きて、

畑仕事をしました。園内で食べる野菜はほとんど畑でつくっていました。そのほか、養豚事業もありました。そのうちに神経痛が痛み、手も悪くなってしまいました。

患者看護は、室長に言われて、1週間交代で病室看護に入りました。初めて看護作業をしましたときは、どのようにしたらよいのかよくわからず、戸惑い、うまくいかなくて、入室患者から責められ、つらい思いをしました。

戦争中は奉仕作業もあり、現在の看護学校宿舎のあるあたりに、薬剤を保管する防空壕を掘っていましたが、その途中で終戦を迎えました。昭和20年から22年の3年間、私は越前炭焼きの作業もしていました。炭焼き小屋は白旗野村から奥に入ったところの山にありました。

患者作業の中では冬場の雪かきが一番大変な作業でした。踏俵という米俵を半分に切ったようなものに縄をつけて、長靴と一緒に履いて、降った雪を踏み固めました。雪は踏み固めていくのでだんだん厚くなり、晩冬には、道の高さがうちの軒くらいまでになってしまいます。雪が降らない時期になると、踏み固めた厚い氷のようになった雪を、つるはしでたたいて壊す作業をします。これをしないと、分厚い氷の層になった雪がいつまでたっても解けないからです。

また、屋根の雪おろしも大変な患者作業でした。はしごをかけ、屋根に上り、雪をおろすと今度は軒が雪に埋まります。このため、スコップで三、四段の階段をつくって道路に出るようにしました。私は、2人で国道から園に入ってくる道を、馬車が園内に入れるようにするため、踏み固める仕事をしたことがあります。人力で踏み固めても、米、しょうゆなど重いものを積んでいる馬車は埋まってしまうことがあり、入所者が荷物を運ぶこともありました。

手術や解剖については、患者が立ち会うことがあり、私も足の切断と解剖各1回に立ち会ったことがあります。どうして立ち会わされたのかはわかりませんが、足の切断の立ち会いは全身麻酔手術で、そのまま亡くなってしまう人もいたそうで、それが原因になっているのもしれません。また、解剖は、死因がよくわからないまま亡くなった方について、故人の親しい人が立ち会いをさせられました。

また、看護学校の生徒がよく見学をしていました。切断手術は、肉をとり、のこぎりで骨を切り、皮をかぶせてという方法で行われるのですが、見ている学生さんのほうが倒れてしまったこともありました。

また、断種手術についても看護学生が見学しましたが、私自身も断種手術を見学された体験をし、耐えがたかったのです。私が断種手術を受けたのは昭和23年でしたが、右も左もわからないような女の子たち、看護学生四、五人に見学され、この経験が一番嫌でした。また、医者といっても、戦地から帰ってきた衛生兵にすぎませんでした。

火葬場での火葬作業もしたことがあります。作業は3人グループで、経験者と初心者が一緒に組まされました。最初に火葬をした人は、園内の人ではなく、新城の女性でした。市の火葬場が込んでいたためか、園の火葬場で対応することになったようでした。現在の

ように電気ではなく、まきで焼くため、きちんと焼けているか、小さな窓から見る必要がありました。それは、焼け過ぎると骨がなくなってしまうので、焼けにくい臓器などを途中で取り除かなくてはならないからです。この作業を行ったときには、作業が終わって幾ら手を洗っても、そのにおいがいつまでも残っているような気がして、ご飯を食べる気にはなりませんでした。昭和38年まで、この火葬作業は続きました。

そのほかには、自治会の仕事をするようになり、売店の作業もしたことがあります。

昭和28年にらい予防法があり、入院者が作業放棄をしてハンストを行いました。これをきっかけに、それまで患者が行っていた給食作業を職員が行うようになり、このように患者作業が徐々に職員に切りかわっていきました。もっとも職員作業に切りかわった途端に機械化が進み、作業が飛躍的に楽になりました。例えば給食室の作業については、まきから蒸気で飯を炊くようになりました。また、部屋の掃除も、患者から職員に切りかわると電気掃除機が使われるようになりました。まだ電気掃除機が高かった時代のことです。

次に、療養所の中での夫婦生活のことについてお話ししたいと思います。男性と女性が好きになり、結婚したいと思うことは人間の営みとして当然あることです。それはこの療養所の中でも同じことで、自分も妻と一緒にいたくて、結婚を選んだわけです。ただ、ここでは子どもをつくるという当たり前のことが許されず、結婚のためには断種手術を受け入れるしかありませんでした。昭和23年に結婚し、結婚した翌日に断種しました。このころの園内での結婚式は、結婚すると、男性、女性が入室していたそれぞれの舎の人たちや友達が集まって、お茶を飲むということくらいしかできませんでした。結婚するときには自治会に届け出をして、自治会が分館に届けていました。

結婚当初、まだ通い婿でした。そのうち健康室が夫婦室にかわりましたが、その部屋も、30畳の部屋に何組かの夫婦が同じ部屋で暮らすというものでした。その後の昭和26年ころから個室の夫婦室が建ち始めました。個室といっても4畳半で、いろいろあるだけなんです。希望者が殺到して、抽選で入居者を選びました。

現在の給食センターの先の駐車場に事務本館があり、そこが患者地帯と職員地帯の境でした。職員地帯のほうに入ってしまうと、無断外出とされて減食させられました。療養所の周りは土手で囲まれていました。現在は園の外側の道と高さがあまり変わりありませんが、以前はもっと高低差がありました。土手の上にはアカシアの木が植えられており、バラ線が張られていました。夫婦舎が割り当てられた後も、夫婦の片方だけでも保養園に3か月以上いないと、部屋を取り上げられることになっていました。

県立病院での治療についてお話しします。数年前、がんが見つかり、内視鏡手術で摘出しました。その手術後も、再発していないか定期的に検査を行っていますが、主治医というものがいないので、検査のたびに嫌な思いをしました。また、今でもハンセン病元患者ということで、やはりほかの患者さんや看護師さんの目が気になります。直接何か言われることはありませんが、態度で、変な目で見てるのはわかります。私たちのような手や足が不自由な人を見るのは初めての人が多いので、いろいろ見られることがあります。

また、入院したときは、例えば感覚がないのでスリッパを履くのが難しいなど、いろいろありました。入院は4人部屋なので、1日1人でいましたが、2人の入院者があり、その日から両足が下がっているために、昼も夜も靴下をはいて、スリッパで洗面所やトイレに往復する、いろいろと苦勞がありました。病院のふるについては、いろいろと勝手に違いますので、私のように手の不自由な人にはなかなか入浴ができませんでした。先生に、入浴するために外泊をお願いしますと、それなら退院してもよいと言われて、次の日に退院しました。

二、三年前からは大分理解されてきたように感じて、感謝しています。

以上です。(拍手)

【金平座長】 どうもありがとうございました。恐縮ですが、みんなからの質問でお答えいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

では、ご質問ございませんでしょうか。宇佐美委員、どうぞ。

【宇佐美委員】 今の中で、無断外出になったときに減食処分があったというんですけど、何年ごろですか。

【B】 昭和17年に私が来ましたので、入った年からそういう無断外出というか、あと、職員と患者のほうのあれがありますので、職員のほうへ行っても、それが素直に迷って出てきたんだというふうにとられるならいいんですけど、逃走するとか何かというふうには解釈されると、捕まるともう、子どもだから監禁室に入れられないんだけど、大人の場合は監禁室というのに入れられ、仮にご飯を茶碗で1杯食べているのであれば、その半分に減食という、そういう言葉であったんです。

【宇佐美委員】 何日ぐらい減食されましたか。

【B】 私は入ったことがないんですけど、そういう人もおりました。子どもの場合はまず1食か2食で、大人の人で監禁室に入ったらもう出られるまで半分です。だから、期間は自治会のほうであれして、取り調べというか、そういうあれからいつははっきりわかった時点で決められて、釈放というか、されるわけです。

【宇佐美委員】 患者の火葬は、38年からは青森市のほうで焼かれるようになったんですか。

【B】 火葬は、こっちのほうでは、私の記憶で38年ぐらいで終わったと思いますので、青森市の油川というところに市の火葬場があったんです。そこへ、いろいろこっちのほうで運動しておったのが認められて、市のほうの火葬場へ行くようになりました。

【宇佐美委員】 夫婦舎で雑居がなくなったのは何年ごろですか。夫婦舎生活で雑居部屋から4畳半に、全員がなったのは何年ごろですか。

【B】 あそこは25年からできて、26年5月ごろ抽選で入ったという記憶になっています。

【宇佐美委員】 以上です。

【筈委員】 楽泉園から来ました、検証会議の筈雄二です。

今、お話しの中で、解剖に立ち会うという、手術にも立ち会ったというお話ですが、私、多磨全生園に子どものときからいて、栗生楽泉園には19才で移ったんですが、解剖に立ち会うというのは初めて聞いたんですよね。これはほかの園で調べてみないとわかりませんが、私の知る限りではないわけで、何年ごろまで解剖に立ち会うということがありましたか。

【B】 何年ごろだったか、ちょっと記憶は定かでないです、はっきり言えません。

【鈿委員】 戦後にもありましたか。

【B】 戦後は解剖はあったんですけども、患者が立ち会いに入るなんていうことはないです。

【鈿委員】 戦後になったら立ち会うことはなくなった。手術のほうは、足の切断手術に立ち会われたというお話を伺いましたけど、それは戦後にもありましたか。

【B】 それは終戦になるちょっと前です。

【鈿委員】 そうですね。ありがとうございます。

【鮎京委員】 この間、菊池恵楓園に行ったときに、小さい子どもの解剖承諾書というのを見たんですけども、9才の子どもの指で押していたんですけどか、そういう子どもに解剖承諾書に判こ、指印を押させるようなことがあったかどうか、あるいは、大人でも入所するときに、解剖承諾書というのをとられたかどうかという点が1つ。

それからもう一つは、さっき、松丘学園で勉強していたときの話で、無理をして勉強して何になるんだという子どもがいたと、その理由は、ここから一生出られないんだからということ思い知らされていたのでと言われたんですけど、子どもがここから一生出られないんだと思い知らされるのは、例えばどういうきっかけがあって、どういうことがあって、そういうことが思い知らされていくようになるのか。その2つをお聞きしたいです。

【B】 その当時は、解剖に立ち会う書面なんてなかったと思います。その時代はなかったんだもの。ただ、口頭で入るようと。向こうのほうでは、先生とか医者の方ではつくったかもわからないけれども、その当時は、本人から判こをもらうなんてことはないんですよ。

【鮎京委員】 あなたがお子さんのときに入られたときの話ですね。

【B】 はい。入所したときも、いや、その当時は、入るとすぐに解剖とか何とかというふうな承諾書とかいうのは全然ないんです。

【鮎京委員】 そうですね。書類はつくられなくても、亡くなったときには解剖はしていいですかというようなことを、患者さんは、園の中で生活しているときに、園の人から、お医者さんが聞かれることはあるんですか。

【B】 いや、その当時は、本人に承諾をとるとかというよりも、上のほうから、あの人はあの人と親しい間柄というふうなあれになると、解剖の場合もそういうふうな、私が実際承諾書も何もあれしなくて入りましたから、それは後で聞いた話だけれども、その当時は、若い先生がいると、臓器をとって研究するために持ち帰ったとかという話も、実は

後から聞いたことがあるんですけども、それはうそかほんとうか知りません。だから、そういうあれもあったから、そういうあれにしたのかなという気にもなっていましたけれども。

【鮎京委員】 そうすると、本人は、生きている間に解剖の承諾をしたということはないんだけど、解剖は実際行われるという経過なんですね。

【B】 はい。

【鮎京委員】 それからもう一つ、さっきお聞きした、子ども心にもここから出られないと思うのは、どんなきっかけがあったのか。

【B】 今のあれからいくと、ちょっとひねくれているというか、そういう子どもは昔でもあったと思いますので、勉強したって何も、終わっても勤めるとか、働くとかというあれができないから、無理して勉強して苦しむことはないというふうな考えを持っていた子どもも実際おりました。

【鮎京委員】 働いたり、勤めていたりする人の例を見たことがないのでということですね。

【B】 入ってくると、大人たちがここの中の生活で、いろいろそれぞれの勤務作業についているだけしか見ることはできませんので、そういう気持ちになったんだろうとは思いますが。

【鮎京委員】 大人たちの生活ぶりを見てみると、外へ出ている人は一人もいないので、ほとんどいないのでということですね。ありがとうございました。

【訓覇委員】 今の鮎京委員の質問に関連ですけども、そうしたら松丘学園の中で、授業とかの中で、いわゆるらい予防法の話とか、ここでずっと生活しなければならないとか、そういうような、ハンセン病にかかっているという現状について、学校の中でお話を聞かれたこととか、授業の中でそういうことに触れられること、何かここでの生活の心得みたいなことも含めて、そういうことは学校の中ではありましたか。

【B】 いや、学校の中でも、子ども舎の寮の中でも、そういうお話は全然ないです。

【訓覇委員】 そうですか。そうしたら、学校ではもういわゆる科目の授業ということで、ここでのことに関した何か、道徳の授業みたいな中でもそういうことはないんですか。

【B】 あの当時は、やっぱり子どもたちにあまりいろんな、学校の授業以外はあまり、寮で規律を守ってもらうというのであれば別ですけども、それ以外のことはほとんどないです。

【訓覇委員】 そうですか。わかりました。

【光石委員】 光石と申します。2つ教えてください。

1つは、解剖とか手術の立ち会いは嫌だという余地は全然なかったのか、その辺のところはどうだったのかということが知りたいのと、もう一つは断種、結婚された翌日にそういうことになったということですけど、そのときの園側のどういう説明があったのかということをも具体的に知りたいんですが。その2点をお願いします。

【B】 切断の場合は、私が立ち会いに入ったのは、入って大分たってからですけども、隣部落から来た人であったので、知り合いのあれがあって入ってくれということで、本人から頼まれて入ったわけです。その当時は、まず自治会のほうから来たわけじゃないんだから、義務というか、園のほうのそれにタッチする、解剖する先生のほうから来ているから、別に変な気持ちというか、疑い、憶測とかなくて、私でもいいのかなという気持ちで立ち会いに入ったんですけども。

【光石委員】 なぜかわからないと、さっきおっしゃいましたよね。なぜ立ち合わせられたかわからないと……。

【B】 それはわからないんですけども、別に内容を詳しく説明を受けたわけじゃないし、入ってくれということで入ったんですけども。その当時は、拒否なんていう言葉なんて、私たちは学校へ行って聞いたことがないですよ、その時代は。

【光石委員】 その点はわかりました。

それじゃ、断種のほうのことを教えてください。

【B】 断種ははっきりしたことは、私、17年に来ているから、その前のことは知りませんが、結婚すると、断種は早くしないと子どもができるわけです。だから子どもができた人もあったそうですよ。私ははっきりしたことはわかりませんが、そういう関係で、一晩ぐらいは結婚したんだからということであれだけど、まず長い人で2日か、一晩か二晩、それで断種手術をするという、医者の方から連絡が入ってくるんですよ。

【光石委員】 その医者がどういう説明をするんですか。

【B】 説明って、そのころはとにかく、らいは撲滅してしまうというふうな政策の中であったから、説明なんて要らないんですよ、はっきり言って。そういうふうな建前というか、そういうふうになってしまっているんだから、もう説明なんて要らないんですよ。ハンセン病が結婚したら、子どもをつくることはできないと、だからもう断種してしまって、子どもが産めないようにするんだという、前からそういうあれが、もうはっきりいろいろな面に出ているわけなんですから。だから、別にあえて園のほうから説明するとか何とかという、そんなもどかしいというか、そういった面倒くさいことはないんです、ほんとう。

【光石委員】 そうすると、翌日、ただ手術室へ行って、横になるということなんですか。

【B】 手術してもらって、帰ってきて、まず床をとってもらって寝ている。抜糸するまで3日か4日か、寝っ放しですよ。

【光石委員】 わかりました。

【和泉委員】 検証委員の和泉ですけども、ここへ来る前に、ぜひ青森県における無らい県運動のことを伺いたいと思っていたんですね。なぜかといいますと、ここで発行されている『甲田の裾』の1990年号に、内田守さんが青森県の無らい県戦線報告書という詳しい報告書を書いていまして、この文書だけ見ていると、いつ無らい県運動が行われ

たかというのはよくわからないんですけども、どうも推定すると1943年、昭和18年ぐらいかなと思うんです。

それで、非常に詳しい報告が書いてあるんですけども、すさまじいと思ったのは、このときの収容で143人かな、一斉に連れてきたという話があるんですよ。今のお話を伺っていると、昭和17年ぐらいに入所しておられるので、大体この前後のことをご存じじゃないかと思うのですが、この内田さんが書いている青森県における無らい県運動というのの収容が、実際どんなふうに行われて、どんな悲劇を生んだかというか、そういうことで何か聞いておられることがあったら教えてくださいませんか。

【B】 あまり詳しくは私もちょっとわかりませんが、昭和16年、17年は強制収容があったわけです。だから松丘にも、私が昭和17年6月に入ったんですけど、そのときに私の入所番号が350番でした。その前に入所番号を持っている人で亡くなりましたら、それはそのまま、人は亡くなっていてもその番号は生きていくことになるから、17年の秋ごろぐらいにはもう700人を超えたと思うんです。だから、一番あれになっている入所番号を持っている人は今、何百番ぐらいになっているのかな、ちょっとそこら辺はわかりませんが。とにかく昭和16年、17年の強制収容があった2年間のうちにも、松丘保養園は急激に患者が増えたんです。

というのは、私は子どもであったからまずあれだったけど、私と日にちは一緒ではないけど6月中に入所した人の話を、後でここで一緒になって聞いた話では、畑にいと畑からそのまま、田んぼにいて田んぼを耕したりしていると、そこからそのまま連れてこられた人がここにも大分いるんですよ、今は亡くなっていませんけれども。だからそういう強制的な入所というか、連れてこられた人たちが多かったために、16年、17年はめっきり増えたわけなんです。だから、ここへ入ってからのことは、まだ年もいっていないからあまり詳しいことはわかりませんが、そういう話は、よくここへ来てからもいろんなあれで聞いたりしていました。

【和泉委員】 今の話はすごく大切だと思うんですけども、この内田さんの報告書を見てみると、それぞれの家の中で、座敷牢みたいなところとか、そういうところで重症の患者が非常に悲惨な状態でたくさんいたから、そういう例を幾つか挙げてあるんですけども、この無らい県運動で強制収容というか、一斉収容を行わなきゃならなかったと、それが人道的であったというふうな印象を読んだ人に与えるような書き方がしてあるんですね。

ところが、この143というような数だとすると、内田さんが挙げている数というのはたかだか二、三例の話ですから、そういう人もいたのかもしれないけれども、それ以外に、軽症の人を随分強制的に、一斉に刈り込みで入れたんだというのが想像されるわけですね。それとの関連で言うと、今言われたように、畑で実際働いているような軽い人でも連れてくる、強制的にその場から収容したというのが無らい県運動の実態だったということが、今のご証言で非常にはっきりしたのではないかなという気がしました。どうもありが

とうございました。

いや、答えていただいたほうがいいかもしれませんが。

【三木委員】 検証委員の三木です。きょうはどうもありがとうございます。

先ほど来出ていた、解剖なり切断手術の立ち会いの目的というか、意味合いがいま一つよくわからないんですけれども、同じ部落の人だから頼まれたというご発言があったのと、それから、若い医師が内臓をとっちゃったりしたこともあったからというようなご発言を勘案すると、むしろ入所者のサイドから、お目付役として立ち会いに入ったという意味があったんですか。

【B】 私もあまり年が若かったから、そこら辺のところがちょっと、いまだにはっきりした考えが浮かんでこないんだけど、確かに先生が言うような、そういうあれがあったんだろうと思うんです。だから、さっきも言ったように、必ずしも全部承諾を受けてやったということはないんですよ、昔は、もう半強制なんだから。

【三木委員】 だから、承諾云々よりも、医者たちが勝手なことをしちゃいかん、そういう意味合いで、むしろ監視のためにに入ったという意味があるんですか。

【B】 それは確かにあったんだろうと思う。というのは、それがもしばれると、保養園の中から外部へ漏れると、これまた大変なことになると思うんですよ。亡くなった人を解剖した場合に、状況、研究……、悪いあれじゃないんだけど、研究するために、亡くなった人から解剖してとって、個人的にあれしたとか何とかということになると、昔はあったらしいんですよ、松丘じゃなくても何かあったみたいな話もあるんですよ。だから、そういうあれから半強制的というか、医者がはっきりした承諾をとらずにそういうふうなあれがあったんじゃないかと、私はそういうふうに考えています。

【三木委員】 その切断手術の場合も、患者から、むしろきちっと手術をしてくれるかどうか監視してくれという頼まれ方をしていたということでしょうか。

【B】 切断の場合はまたちょっと違うんだけど、さっき言ったように、隣村の人があれでもって、隣村だからということで、ここへ来てから知り合いになって話をしたら、おまえ入ってくれと、切断しなくちゃだめだからと、1人じゃ心細いからそばについてくれということで、それは入ったんですけれども。だから、本人が入ってくれと言っても、普通であると医者のほうから承諾書とか何とかというのは来るのが、今のあれだったら当たり前だと思うんですけど、そのころはそういう面倒くさいようなことは一切合財なかったんですよ。だから、向こうからあれすると、そのままこっちのほうで従うというか、そういうような時代であったから。

【三木委員】 ありがとうございます。

【宇佐美委員】 宇佐美ですが、隣のおじさんが死んだときも解剖に立ち会わされた、また、心細いから足の切断のときにも立ち会ったというような経験をお持ちですが、そういう状態は、ただ患者に安心を与えると、また死んだ人に対して安心を与えるという面と、こういうふうになったぞというところで、患者に対して恐怖心と見せしめを与えるための

一つの手段じゃなかったかというような面もあるんじゃないかと思うんですが、そういう面について、園内の入所者では話し合ったことはありませんか。

【B】 いや、改めてそういうお話ししたことがないんですけれども、今、そういうふうな面も確かにあったんだろうとは思いますが。その当時は、はっきりどうのこうのというふうな考えもないし、言われると、そのようなあれになっているんだろうと思って、そういうふうな立ち会いは入ったわけですから。

【宇佐美委員】 どうもありがとうございました。

【金平座長】 ありがとうございました。

それでは、これで一応、Bさんからのお話についてのこちらからの質問は打ち切りたいと思います。よろしゅうございますか。

では、Bさん、どうもきょうは長い間ありがとうございました。(拍手)ほんとうにご自分のご体験で、おっしゃりにくいこともあったでしょうけれども、いろいろ私たちにお話をしてくださいました。

それでは皆様、ここで一応休憩にいたします。実は予定としては大分おくれておりました、大変恐縮でございましたけれども、せっかくお三人の方がご用意くださいましたし、いろいろと活発な意見交換もできましたので、少し長くなってしまいました。1回ここで、本来15分間休憩ということになっておりますが、今が4時5分でございますので4時15分ぐらいまで、5分間ちょっとはしよりまして10分間休憩としたいと思います。そして4時15分から、終わりが4時45分ということでございますので、この後、少し打ち合わせなどをしたいと思います。どうぞよろしくをお願いします。

(休 憩)

【金平座長】 それでは、お約束の時間でございますので、再開したいと思います。

残った時間30分でございますので、有効に使いたいと思いますが、きょうもまたお三人の方から聞き取りという形でお話をいろいろ伺いました。これまでにないお話、新しいお話も聞くことができましたので、時間はわずかですけれども、私たち、きょう伺ったお話をもとに少し意見交換をして、その後、この短い時間の中ですけど、どうしてもご報告したいことがございます。昨日、厚生労働大臣のほうに意見書を出しましたので、このことについてご報告したいと思います。

それでは、まず何かございませんでしょうか。きょうは神委員は何もなかったですね。

【神委員】 これまで各施設をずっと回ってみて、ちょっと感じていることですが、特にこの松丘保養園は、多磨全生園とか菊池恵楓園、大島青松園等々、歴史が一番古い療養所なんです。先ほど、ちょっと無らい県運動の話が出まして、野良着姿のまま畑仕事をしているのを強制刈り込みをやった、これはあまりにも東北地方での刈り込みの特徴的な一つの出来事なんです。この松丘保養園の周辺では、このたぐい話がずいぶんあるというのを前々から聞いているんですね。

今後、次は駿河療養所、その次は、9月は東北新生園、10月は宮古南静園というふう

に療養所を全部めぐるわけですが、それぞれ療養所の周辺で歴史的に行われた特徴的なことがあるというふうに思うんです。これは非常に自治会が中心になって、あるいは検証会議の事務局が中心になって、どこの療養所のだれに証言をしてもらうかという人選に深くかかわる問題なのですが、これは各療養所の歴史を詳しく知っている方しか気がつかないというふうに思うんですが、この療養所にもこういう歴史的な、有名な過去の強制隔離の、強制収容の特徴的な事件があったという1つの例ですが、それぞれそういう地域独特の、療養所独特の歴史的な事件なんかを経験して今に至っているんですが、ぜひそういうものを検証会議として掘り起こしたいということはあるはずなんですよ。

問題は、自治会がだれに証言をしてもらうか、選ぶに当たって非常に苦労しています。例えばこの人とこの人が古いことをよく知っている、経験しているので、適任ではないかというふうに考えて説得に当たっても、なかなかこういう場に出て、お話をなさるということを不得手にしている方が圧倒的多数ですから、その中で、ここにしかない歴史的な重要事件を掘り起こそうとする場合に、検証会議と自治会とが、施設もそうですが、タイアップして、この療養所からこの問題を検証しようではないかというあらかじめテーマが決められて、そのテーマに対して証言をできる人がだれかと、そのところにもう少し時間を費やしたほうがいいのではないかという感じがするんですよ。

だから、駿河であれば、駿河のこの人しかしゃべれないことというのがあるんですよ。東北新生園であればこの人というのが、古い入所者はわかる人がいるんです、何人か。私もそういうことを今後、駿河、東北、宮古と3つしかなくなったんですが、この3カ所を有効に検証作業を進めていくに当たって、同じことばかり聞くのではなくて、そこにしかない、古い、掘り起こすべき検証事件というのはあるわけですから、それをちょっと私なりに調べて、事務局に進言をしよう。そのほうがより有効な検証ができるのではないかという、前々からこれは痛感して、本部でもそういう議論をしているんですけども。できれば、ここにはこういう問題があったよと、歴史に詳しい方もいらっしゃるんですけど、その人のアドバイスを受けながら、私の立場でちょっと考えてみたい、そういうことは大事なポイントじゃないかと思っています。

【金平座長】 今のご意見に対していかがでしょうか。ほんとうにきょうも、まさにここで伺ったお話というのがありましたね。今のご意見には異論はないと思いますが、これについて何かございますか。確かにこれからあと3園残って、ここを入れて4園でございまして、よりそこからまたお話を伺うのにどうすれば……。

【神委員】 それから、もう1件。それぞれの施設に昔から、どこの療養所でも、昔は子どもをおろした場合の胎児がホルマリン漬けになって保管をされていた。しかし、厚生労働省が過去2回にわたって調査をして、第1回の調査では報告されなかった胎児が、その後発見されたという例が出てきつつあります。

これも厚生労働省が調査をするに当たって、何日の何時までに報告をしろという一応タイムリミットをつけていますので、その間に急遽調べて報告したという例もあるらしくて、

必ずしも的確に調べられていないという問題点もあって、これは厚労省自身がそのように言っているんですけれども、私はよくそういうたくいの意見を求められるんです。

そういうこともあって、多磨全生園で35体、つい先日発見されたことに関連して、全療協会長名で、さらに各施設にまだあるのではないかと、どういう経過を経て今までこの胎児を保存されたか、どう管理をされたか、大半の療養所がなくなっていると思いますが、いつだれがどのような形で、処分という言葉はあまりにも恐れ多いんですが、処分をされたか、そのところをやはり検証することを、私どもの責務として課せられているのではないかと思います。

これは非常に重要な事件でもあるわけですから、社会的な批判に耐え得る検証をしていないと、検証会議は何をやったんだと、後から批判されるようなことになるのではないかと、いうことを懸念しております。この問題の扱いは非常に難しいので、検証会議の中でも中心になってご努力いただいている方々と厚生労働省が、しっかり意思の疎通を図りながら、社会的な批判に耐えうる検証をした上でこの問題の決着をつけなければ、1つ抜かりがあったために全部の検証がなおざりになったというふうな印象を与えても、私も片腹が痛いので、やらなくちゃならないことはきちっとやっぱり、タイムリミットもありまして大変ですけれども、やる必要があるんじゃないかと、ちょっと感じておりますことを申し上げました。

【金平座長】 ありがとうございます。

おっしゃるように、私どもの検証というもののあり方にも及ぶことですが、今のはご意見として一応よろしゅうございますね。

ほかに何かございませんでしょうか。光石委員。

【光石委員】 先ほどのBさんのお話の中に出てきた立ち会いのことで、確かに切断手術のほうの立ち会いと、解剖の立ち会いで大分違うなと思って、解剖の場合の立ち会いというのは、考えられる理由というのが、僕はいわゆる一種の見せしめ的にそういうことをやったということを考えたんですけれども。それで今、休み時間の間に徳田先生とちょっとお話ししたら、徳田先生は、死体解剖保存法上の遺族がいらないから、遺族がいないとするとだれかほかの人に、法律をいわば満たしたという格好をつけるためにそういうことが行われたのではないかと、いうことをおっしゃって、なるほどそれもそうだと。

それで、その辺のことと、あと、解剖願についての書面があったという話を徳田先生が聞かれたというので、ちょっと徳田先生に直接皆さんの前でお話しただけるとすごくいいと思うのですが、お願いしたいのですが。徳田先生のほうが直接聞かれた話を私にしたものですから、それで私が言うよりも、直接お話しいただいたほうが……。

【金平座長】 光石先生がおっしゃるところを、聞いて、ここの場で話したいところを、ちょっと話してほしいと……。

【光石委員】 ええ、もっと正確に伝えていただいたほうがいいと思ひまして。

【金平座長】 じゃ、どなたが。

【飯田】 弁護団の飯田と申します。こちらの園の担当をしております。

先ほどたまたま隣にいた、『甲田の裾』という、ここの機関誌の編集長をしている滝田さんという方から伺ったんですが、昭和21年のときに、当時在園していた療養者の方は、一斉に解剖承諾書をわら半紙に刷られたものでとられたということでした。その1回きりで、それ以前やられたということも彼は記憶していないし、その後、新しい入園者に一々とっていたということもないですが、21年のときに、その当時在園していた人に一斉にとったと。ただ、そのわら半紙の束は、ここの園が火災に遭ったときに焼けてしまっているので、それはもうないでしょうということをしていました。

以上です。

【金平座長】 ありがとうございます。光石先生、それでいいですか。

【光石委員】 その話を伺ったものですから、これはちょっと事実として頭の中に入れておく必要があるかなと思ったんですが、そういう意味では、解剖願というのはかなり普遍的に、どこの療養所でも行われていたという可能性というのが非常に強いかなというふうに思ったことと。

あと、解剖の立ち会いの目的というのがよくわからないんですけども、そういう意味では、法律要件を満たすための一つの工作としてそういうことをしたということ、徳田先生のお話があったものですから、私もそれもあるほど。その場合は、おそらく何かサインをさせたに違いないとは思うんですね。そうしないと、何の意味もないということになるんですが。そのところは推測の域を出ませんけれども、ちょっと大事なことかなと思って。

【金平座長】 きょう改めて伺った事実でございましたね。宇佐美委員、どうぞ。

【宇佐美委員】 今、光石先生のお話ですけど、私の長島愛生園の例を言いますと、昭和23年の優生保護法ができるまでは、ハンセン病は断種の対象にもなっていなかったし、解剖についても承諾書もなく、長島愛生園は昭和6年から1人もやっていない。それは当時、この間の愛生園の証言で加賀田一も言っていましたけれども、光田園長は退官のときに、無断で解剖したということと、断種も無断でやったと、大正5年からずっと2,000人以上やったということをしていましたから、長島愛生園で私の知っている限り、子どもであろうが大人であろうが、入園当時にも解剖承諾書というものは1人として印鑑を押したという証拠はございません。そういうことだけ申し上げておきます。

それで、愛生園の場合も、解剖の問題については、この間紹介がありましたように、平成3年の青井事務部長の責任において、解剖した遺体、そして標本等の2,300ですか、二千何百かちょっとわかりませんが、業者に処分させたということだけを会計検査院に証拠として出したということは、事務局のほうにも報告していると思います。そういうような状態で、長島愛生園は現在、遺体は4体よりございません。ちょっと状態だけ報告しておきます。

【金平座長】 ありがとうございます。

この問題、何かほかにございますか。

【井上】 私は、最初にこのハンセン病の療養所を訪れたのが、この松丘なんですね。そのときの感想は、やはり見て、一生ここに閉じ込められるなど、収容の場だなという感想がありました。それで、あとは全国の園に伺って、一生ではなくて、死んでも帰れないところだということの特に納骨堂で痛感したんですが、きょう話を伺っていて、園長が園の歴史を話されていて、明治42年4月1日に北部保養院として設立されたという話をされていましてね。それで納骨堂で拝見して、一番最初に古い左側にあったのが、明治42年9月29日というふうに日が入っていました。ですから、設立以来、あの方はここにいらっしゃるといふ。これがやはりこのハンセン病の政策の象徴的な出来事だなと痛感しました。

【金平座長】 ありがとうございます。

私どもがまだまだこれから、いろんな各園からもお話を伺いながら、また、神さんがおっしゃったように、そのことを話せる方たちからもぜひ、どうやってさらにお話を伺うかという努力も重ねながら、この検証を続けていきたいと思えます。

それでは、きょうここに伺って、お話を伺ったこと、それからお話を伺ったことでの意見の交換は一応これぐらいでよろしいでしょうか。ちょっと短い時間になってしまって、申しわけございません。じゃ、これで一応打ち切らせていただきます。

それでは、最後になりましたけれども、ここではその他となっておりますが、実は昨日、私どもは、厚生労働大臣のほうに「公衆衛生等の政策等に関する再発防止のための提言」というのを出してまいりました。これについては検証会議で何回か話し合ってきておりますので、目的、それから内容については、既に委員の皆さんたちはご存じではございますけれども、最終的にこういう形にしたこと、それから昨日、厚労大臣とのやりとりについて、これも恐縮ですが、内田副座長からお話しただけですでしょうか。

【内田副座長】 それでは、ご報告いたします。

お手元に「公衆衛生等の政策等に関する再発防止のための提言（骨子）」というものが参っているかと思えます。座長が今申し上げましたように、昨日午後1時半、厚生労働大臣室に厚生労働大臣をお伺いいたしまして、この骨子を提出させていただきました。あわせて、この骨子の前提となりますものといまして、「被害実態調査結果（速報）」というものを厚生労働大臣に提出させていただきました。

両方ともこれまで検証会議の起草委員会で審議を重ねまして、前回の東京の合同会議の折に、最終的な文案等につきましては起草委員長に一任して、座長の決裁を得て、厚生労働大臣に提出するということになりましたので、その手続に従いまして、座長の決裁を得て、昨日提出させていただいたというところでございます。

まず、再発防止提言の内容でございますけれども、これは、来年3月、検証会議がさまざまな再発防止提言をさせていただくということでございますけれども、そのうちの国に対する再発防止提言のうちの骨子的なものを、概算要求との関係で緊急に提言させていた

だくという性質のものでございまして、検証会議の再発防止提言がこれに尽きるということではございません。国につきましても、その他の再発防止提言を今後させていただきたいと思っておりますし、また、自治体とかさまざまな分野の方々に対しまして、再発防止提言を今後させていただくような形でまとめる作業に入らせていただきたいと思いますと考えております。

この骨子は3つの柱から成っております。1つは、「政策決定過程における科学性・透明性等を確保するシステムの構築」ということでございます。これは国のハンセン病政策が必ずしも科学的な知見に基づいて行われなかったと、むしろ非科学的な知見に基づいて行われたというふうな反省にかんがみまして、今後、公衆衛生等の政策が科学的な知見に基づいて行われることと、そのための透明性等を確保するシステムを構築したいということでございます。

内容といたしまして、そこに記載のような(1)(2)(3)(4)といったようなものを考えております。ちなみに(4)を入れさせていただきましたのは、医学界等におきましても、いわゆる光田さんと小笠原さんの論争があって、今日から見ますと科学的な小笠原さんの見解が医学界において十分に尊重されなかったと、むしろ非科学的な光田さんのほうの見解が採用された。こういうことが再び起こらないようにするために、こういったものについても十分国のほうで検討いただきたいというのが(4)を入れさせていただいた趣旨でございます。

それから2つ目の柱は「患者・被験者の諸権利の法制化」ということでございまして、「被害実態調査結果」で明らかになった、さまざまな広範で深刻な被害の再発を防止するためには、患者等の権利を法制化する必要があるのではないかという趣旨で、2.内容のようなものを考えてほしいということでございます。

内容といたしましては、患者の権利にかかわる事柄、それから、感染症予防医療に関する諸原則の規定、それから、患者・家族等に対する差別・偏見等を防止するための国等の責務と、その施策等についても法律で規定していただきたいということでございます。

それから第3の柱は、仮に患者等の権利が法制化されましても、それを具体的に担保するシステムがなければ、人権侵害というようなことが起こり得るだろうと、それはハンセン病のこれまでの歴史が雄弁に物語っているところであろうということから、権利擁護システムを整備するように考えていただきたいということで、(1)(2)(3)というようなものを提言させていただいたということでございます。

問題はこの1、2、3の柱を早速具体化するような形で、その具体化に向けて、国のほうで、来年4月からいろんな取り組みをしていただきたいと思いますということで、検証会議といたしましては、そのために来年4月から、ロードマップ委員会(仮称)をおつくりいただきたいと。このロードマップ委員会が、私どもが提言させていただきます1、2、3の柱について、具体化するための工程表をつくるというふうな任務を、このロードマップ委員会でご担当いただきたいと。そして、すき間をあげずに、来年4月から早速実施に向けていただきたい。

と申しますのは、私どもの検証会議の任務は来年3月末でございまして、私どもがいろんな提言をさせていただきましても、その提言の具体化というときにはもう私どもの検証会議は解散しておりますので、いわば実行について責任主体というようなものを、ロードマップ委員会というようなものをおつくりいただいて、責任主体のもとでやっていただきたいということでございます。

このロードマップ委員会の立ち上げ、そしてそのために必要な予算等につきましては、平成17年度の厚生労働省の概算要求の中で「調査費等」(仮称)という形で手当てをしていただきたい。こういうお願いを昨日、厚生労働大臣にお願いしてきたところでございます。大臣のほうからは、非常に重要な問題であるので、十分に検討したいというご回答をいただいております。

それからまたあわせて、これは行政だけではなくて、後でまた鮎京先生からいろいろと補足をいただけたと思えますけれども、医療現場のところにも影響があるということで、医療現場の意見も聞きたいというふうなことで、これから対応していきたいというふうなお返事をいただいたというところでございます。

なお、厚生労働大臣にお会いしたときには、局長、課長なども同席していただいたというところでございます。

提案させていただいた後、記者会見を厚生労働省の記者クラブでさせていただきました。私ども検証会議のほうからは、座長、私に加えまして井上先生、光石先生、鮎京先生、筈先生、藤森先生が出席ということでございます。こういうふうな提言を大臣にしてきたというふうなお話を座長からしていただきまして、質問に対してお答えをしたということでございます。

昨日に先立ちまして、7月8日に同じく厚生労働省の記者クラブで、私、それから神先生、光石先生、三木先生、宮田先生で、いわゆる記者レクというのをさせていただきまして、この速報と骨子につきまして約1時間弱いろいろ説明し、質疑をさせていただいたというところでございます。したがって、昨日の記者会見では、それほどあまり質問が出ないかなというふうに思っていたんですが、非常に記者の方々はよく読んでくださっておりまして、かなりシビアな質問もいただいたというところでございます。例えばロードマップ委員会と検証会議との関係はどうか、連続性があるのかどうかというようなご質問もいただきまして、それについてもお答えをさせていただいたというところでございます。

骨子につきましても、それから速報につきましても、一定程度のご理解をいただいて、私どもの所期の目的がある程度達成できたのではないかと考えております。本日の各紙の朝刊を拝見させていただきますと、かなり大きく取り上げて書いていただいているというところからも、私どもの説明に一定程度ご理解をいただいたのではないかと考えております。

ただ、骨子の3つの柱につきましては、かなり専門的な事柄にもかかわっておりますので、さらに理解を深めるという努力を、検証会議としてしかるべくしていく必要があるの

ではないか、そのための議論をさらに検証会議のレベルで今後していければと考えているところでございます。

また、被害実態調査につきましても、いろいろとご理解が深まるにつれまして、いろいろなご質問というのが今後出てくるだろうと思っておりますので、検証会議というのは、やはり国民に対する説明責任を果たすという非常に重い責任がございますので、その説明責任をより果たすという観点から、被害実態調査につきましても、いろいろな多角的なご質問に対して十分に対応できるようなお答えを今後させていただければと思っております。

速報にいただきました質問につきましては、それを十分踏まえまして、最終報告というのが近くまとめられる予定ですので、その中で十分に対応していただければいいかと思っております。

それから、そのときに厚生労働大臣に対しましては、先ほど座長がお話しいただきましたような形で昨日提言させていただきまされたけれども、やはり概算要求という問題になりますと、国会という問題も絡んでまいりますので、国会への働きかけというようなことも考慮してはどうかというご意見もいただきました。

また、本日の準備会合でご議論いただきまして、正式に座長のほうでおまとめいただくということになりますけれども、少なくとも厚生労働大臣にこういう骨子案を提出したというようなことを、衆参両院議長、それから厚生労働委員長にお伝えするというようなことは必要ではないかという意見がありますので、本日の準備会合でその点についてご検討いただいて、決定すればそのようにさせていただきたいと考えております。

それから、これだけではありませんけれども、先ほど申し上げましたように、さまざまな分野に対する差別防止提言をさせていただくということになりますと、9月にさまざまな分野から原稿が出てきます、検討結果が出てまいりますけれども、それが出てきた段階で、そのまとめとしての再発防止提言を各分野でご検討いただいて、検証会議起草委員会のほうにお出しいただくというふうなお願いを今、することになろうかと。それをまとめさせていただきまして、最終的なすり合わせをして、最終報告書に載せていくというふうな形にさせていただきたいと考えているところです。

とりあえずきのうの件につきましては、以上、ご説明、ご了承をいただければと思いません。

【鮎京委員】 鮎京のほうから、大臣とお会いしたときの大臣のお言葉の中身をご紹介します。

大臣のほうから、まず私たち委員のほうに、「委員の皆様には大変お世話をおかけしております。ありがとうございます」というあいさつがありました。提言につきましては、「提言をよく読ませていただいて、対応させていただきたい」。それから2点目として、「この提言はハンセン病だけでなく、あらゆる人たちの権利と一体となるものなので、大きな問題であり、大きな議論が必要であると思います」。3点目として、「行政だけでなく、医療関係者などを含め、総合的な立場からの検討が必要であると思います」というお話があり

ました。

銜委員のほうからは、患者の立場として、「ハンセン病の歴史の中で、私たち患者は全く無権利状態に置かれてきました。患者の権利をぜひ法制化してほしい」という言葉を述べました。また、私のほうからも「提言をぜひ尊重するという方向で検討していただきたい」という意見も大臣に述べております。

私の感触としましては、やはり大臣のほうから、行政だけでやるのではないと、行政だけでなく、総合的な立場から検討する必要があるというような言葉がありましたので、私たちの提言を積極的に受けとめて、検討を始めていこうという姿勢を確認することができたというふうに感じております。

【金平座長】　きのうご一緒していただいた委員から、銜委員、一言どうぞ。

【銜委員】　実は私、こちらへ来るときに、空港で福岡先生に会って、この被害実態の資料の中で、実際には福岡先生のほうで提出した中では「その他」という形で出していたものは、いわゆる名称をつけられてデータとして出されているというお話を聞いて、私自身がもっとよく目を通せばよかったんですが、ほんとうはあり得ない、例えば進んで療養所へ入ったとか、そういうケースの話を、それはないという形で、確かにあぶり出しや何かというのはあるので、この点について、福岡先生のほうから当然お話があると思いますので、我々、聞かなきゃいけないなと思います。

【福岡委員】　きょう、バスの中でちょっと井上先生とも話をしましたけれども、調査班会議の場で、今後のそういう数量的なデータとか、それから質的なデータのほうのまとめ方については、私のほうからもいろいろと意見を述べさせていただいてという形にさせていただきたいのですが。だから、今回出された速報には、一部に調査班との見解の違いがあるということだけは申し上げておきます。

【金平座長】　まだあくまで速報でございまして、いろいろと調査班のほうで今からまとめさせていただきます。

ほかにございますか。特になければちょうど時間になりましたが、このその他には何か事務局のほう、まだテーマがございますか、ありませんか。

【内田副座長】　ちょっと一言言わせていただきますけれども、私どもが速報をまとめさせていただいたデータは、調査班から上がってきたデータに基づいておりますので、違いについては、調査班の内部の問題として処理していただければと思います。よろしいですか。

【井上委員】　と言われますと、一言発言をしなくちゃいけません。この調査はあくまで速報で、途中経過だということを重々ご理解いただきたい、これが1つです。

それからもう一つ、数字に特にマスコミの方は反応していただいて、それはそれで重要なことなんですけど、ただ、これは調査方法自体が統計的に出るものと、聞き取り等によってむしろ質的に調べていることがあります。それをある意味でドッキングするかしなければなりませんので、そういう調査方法の問題も絡んでいきますので、そのあたりは十分議論

してから最終的にまとめて、また皆さんに議論もしていただいて、発表ということをしていただきたいと思います。

【金平座長】 餅委員、よろしいですね。

それでは、この問題はこれで打ち切りますが、今は実態調査最終報告を早くお願いします。

それでは、本日予定いたしましたものは、これで全部終わりました。

では、きょう第1日目の検証会議はこれにて終わらせていただきます。どうも長いことありがとうございました。

また、特にお三人の方、お忙しい中を私どものためにお時間をとっていただきまして、貴重なご意見を聞かせていただきましたことを重ねてお礼を申し上げまして、きょうの会議を閉じたいと思います。ありがとうございました。

(一日目) 了

ハンセン病問題に関する事実検証調査事業
第20回検証会議（休憩前 非公開、休憩後 公開）

2004.7.15（木）

【金平座長】 お待たせいたしました。検証会議を再開したいと思います。

先ほどは非公開で一人から聞き取りをさせていただきましたが、ここからは公開という形でやりたいと思います。

第1番目については、1つ、こちらからの提案でございますが、ちょっとこの点、内田副座長のほうからご提案申し上げます。

【内田副座長】 きのうの検証会議で言及させていただきましたところですが、厚生労働大臣に対して提出させていただきました再発防止提言の骨子につきましては、国会についてもやはりそういう、大臣に提出させていただいたということを国会に対して通知をさせていただくというようなことにつきまして、きのう、準備会で検討させていただきました。準備会でいろいろなご議論の結果、そういうふうにしてはどうかということでございます。で、次回の検証会議までに、そういう行動をするというようなことになろうかと思っておりますので、きょう、検証会議を開いていただきまして、ご了承を得られればというふうに思っておりますが、この点、いかがでございますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【内田副座長】 よろしゅうございますでしょうか。

具体的な扱いにつきましては、多少、私どもにご一任いただくということでようございますでしょうか。どうもありがとうございます。しかるべく対応させていただきたいと思っております。どうもありがとうございました。

【金平座長】 どうもありがとうございました。

それでは、行政だけじゃなくて、国会の関係もそのように計りたいと思っておりますので、ありがとうございました。

一応、議題としては、これでございますが、ちょっと井上委員から発言を求められておりますので。

【井上委員】 被害実態調査班の責任者として、一言発言をさせていただきます。昨日の検証会議で、この「被害実態調査結果(速報)」について、福岡委員の発言もありました。それで、きのうの準備会も含めて検討させていただいて、その検討会の被害実態調査班として、責任者としては、この結果速報ということで、時間もないところで作り上げましたので、さらにこれをより正確でかつ十分な記述をするものとして議論して、そして検証会議に報告をさせていただくことにしたいと思います。

それから、第2点は、被害実態調査全体につきましては、最終報告に向けて、今、データ等集計しているところですので、それらを踏まえた議論をこれから重ねて、8月末になると思いますが、検証会議にその報告をさせていただく。そのための十分な議論を重ねて

いきたいということです。この2点を報告させていただきます。

【金平座長】 どうもありがとうございました。一応、これは報告ということでございます。この実態調査というのは、私どもの検証作業にとって大変基本的なところでございますので、調査班のほうでもこれからまたさらに最終報告に向けて、いろいろとご検討、また、おまとめをいただきます。当検証会議、起草委員会としても、それを受けながら、またそれを確かなものにしてまいりたいというふうに思っています。

一応、これはご報告でございますので、以上でよろしゅうございましょうか。ご了解くださいませ。

じゃ、ちょっと内田委員から。

【内田副座長】 速報につきましては、記者会見をさせていただきましたし、また、その前に7月8日と、いわゆる記者レクをさせていただきました。非常に被害実態というのは、マスコミ等の関心の強いテーマということでございまして、記者の方々からいろいろな非常に建設的な、しかし厳しいご指摘もいただいたところでございます。検証会議が国民に対する説明責任を果たすということは非常に重要な点でございますので、説明責任を果たすという観点から、被害実態調査につきましても調査班のほうで、より詳しい分析とか、より正確な分析をしていただきまして、その結果を起草委員会のほうに上げていただくと。その方向に向かってご努力をしていただければありがたいと。よろしく願います。

【金平座長】 それでは、本日、この後は予定どおり、園内の見学をさせていただきますので、会議のほうはこれで閉じたいと思います。どうもありがとうございました。

(二日目) 了